

令和 3 年

# 三重県議会定例会会議録

( 6 月 14 日 )  
( 第 19 号 )

第 19 号  
6 月 14 日



令和3年

# 三重県議会定例会会議録

## 第19号

○令和3年6月14日（月曜日）

### 議事日程（第19号）

令和3年6月14日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50名

1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博
9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	野	村	保	夫
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	村	林		聡
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	北	川	裕	之
38	番	日	沖	正	信
39	番	舟	橋	裕	幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	津 田	健 児
44	番	中 嶋	年 規
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
51	番	館	直 人
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	大 西 功 夏
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃

総務部長	高間 伸夫
医療保健部長	加太 竜一
子ども・福祉部長	中山 恵里子
環境生活部長	岡村 順子
地域連携部長	山口 武美
農林水産部長	更屋 英洋
雇用経済部長	島上 聖司
県土整備部長	水野 宏治
最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長	田中 淳一
医療保健部理事	中尾 洋一
環境生活部廃棄物対策局長	増田 行信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横田 浩一
雇用経済部観光局長	小見山 幸弘
県土整備部理事	真弓 明光
企業庁長	喜多 正幸
病院事業庁長	長崎 敬之
会計管理者兼出納局長	森 靖洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美

人事委員会委員  
人事委員会事務局長

降 旗 道 男  
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

富 永 健

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。48番 山本教和議員。

〔48番 山本教和議員登壇・拍手〕

○48番（山本教和） おはようございます。

通告に従いまして、順次質問を進めてまいりたいと思います。

大きく地方衰退の現状と課題について、質問をさせていただきます。

地方の衰退については、今まで何度となくこの議場で議論してまいりました。

かつて、増田寛也さん、今の日本郵政の社長でありますけれども、2014年に発表したりポートで、日本はこのままでいくと今後896の自治体が消滅すると警鐘を鳴らしたのであります。

三重県の南部地域のほとんどの市町が一部を除いてでありますけれども、該当をするのであります。これにはショックを受けました。その後、7年ほど経過いたしましたけれども、人口は減り続け、産業の転換ができず、依然として加速度的に地方は疲弊し続けております。なかなか有効な手だてがな

いのが現状であります。どこの地域もそうだと思いますけれども、地方は若い人の就労の場がなかったために、高校に進学とか大学進学を契機に地域を離れていったのであります。

以前は、例えば漁師になりたい、農業、林業に従事したい人はその職業に従事する。商売したい人は商売。地域バランスが取れておった、こんなふうにするのでありますけれども、地域から人がいなくなるとバランスが崩れ、コミュニティーの維持すらできなくなってしまうのが現状であります。

本来なら、地域の担い手になる若い人々が、その場所に定住できず、担い手をひたすら送り続けてきた親の年齢だけが著しい高齢化が進んだと言っても過言でないと思います。

少し時代を遡ってみたいと思いますが、以前、私の学生の頃に東京の下町と言われる上野の駅に行きますと、大きな荷物を持った学生服やセーラー服を着た若者たちが少し不安げな表情で目を輝かせて駅構内にあふれていたのを何度も見受けましたものでございます。その子どもたちを送り出した東北地方の方々も、今、過疎化で非常に悩んでいることだな、こんなふうにも想像するわけであります。

今、東京は、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて着々と準備がなされておりますが、1964年の東京オリンピックの時代、日本は大きな飛躍の時期でありました。

東京では、首都高速道路、モノレール、ホテル、新宿副都心、高層ビルの建設、その後、1968年の東名高速道路、1970年の大阪万博、この時期はまさに民族の大移動の様相でありました。国も国民も右肩上がりの日本の経済を身をもって感じながら、日々の生活をしていたのであります。

さて、1984年から1991年、この51か月をいわゆるバブル景気と言われている時代がありました。地方の特性を生かした個性豊かな地域づくりを進める必要があるということで、1987年に制定されたのが総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法でありました。

三重県は、全国第1号の指定を受け、サンベルトゾーン構想と銘打って、



リゾート開発を中心に地域振興を図っていこうと、県を挙げて取り組んだのでございます。県内の自治体も民間企業を巻き込みながら、大きく動き始めたのであります。

その時期、ほかに宮崎県の日南リゾートだとか福島県の会津若松フレッシュリゾートだとか兵庫県、栃木県、新潟県等と八つの県が指定、先行をいたしたのであります。その後、北海道のニセコ、富良野、トマム、こういった地域42の道府県が構想を打ち出し、そのうち27地域が1990年までに指定を受けたのでございます。

少し、これを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これが、北海道から九州までのリゾート地の指定地域であります。

例えば、三重県サンベルトゾーン伊勢志摩は、近鉄の鳥羽駅から志摩市への複線化、水族館の建て替え・移転、ホテル、ゴルフ場、コンベンション等、それは、それはダイナミックな開発でありました。投資金額も当時で200億円と言われたものでございます。この事業は、リゾート整備法による地域の活性化、魅力ある地域社会づくりでありました。税制上の支援、低利の貸付け、公共事業の重点整備等であります。さらに、インフラ整備だけでなく、欧米のように休暇の取り方についても影響があり、まさに国を変えるそんな事業であったと思います。

三重県はうまくいった県だ、こんなふうに使われております。なぜならば、ほかの道府県のほとんどは、その後、施設の売却、閉鎖、頓挫に追い込まれました。なぜ、ほかの地域はうまくいかなかったのか、結論から言えば、全国一律の施設が至るところに建設されたからだとこんなふうに使われております。事業が大手のコンサルタント、ゼネコンに任せられ、丸投げによって無残な結果に終わった、こんなことを言う人もおります。休暇にしても、欧米のように2週間、3週間長い休みを取ってバカンスを楽しむ、こういったことは我が国ではなかなか根づかなかったのかな、こんなふうにとおもいます。でも、結果的には三重県は、その後、このときの整備によって、世界のG7サミットの開催地になった、こういうことでありますから、国内の数少ない

成功県だと思えます。

今、考えれば、他の地域で、その地域の持つ特別な魅力を生かし、地域づくりを展開する本当にいいチャンスを生かし切れなかったと、こんなふうに悔やまれてならないのであります。このようなダイナミックな国土の建設ラッシュは、その後、影を潜めております。何度も言いますが、地方の持っている多様な発想力を生かしていくことが、これからの日本社会の成長、発展に欠かせない、誰しも確信したように思いますが、県の地方創生に向けた取組について、県当局のお考えをお伺いしたいと思えます。

学生るとき、同じ下宿で隣の部屋にいた岐阜の大垣共立銀行の頭取をやり、現職の会長であった土屋嶋氏が突然昨年秋、よみじへ旅立ったのであります。東海地方の経済、金融の一翼を担っておった名バンカーであったように、私は思うのであります。

彼は、よくこう言うておりました。リゾート開発は金太郎あめ、今思えば、切っても、切っても同じ顔。当時は、土地さえあれば、銀行、ファイナンスは幾らでも金を出す、そんな時代であったと。結果、その後の不良債権処理に10年もかかって、日本の経済発展の足かせになった。もっともっと事業内容を精査しながら、貸すほうもそれを受けるほうも融資するほうも、しっかりと準備しなければいけなかったんだろうと。まさに金融機関は、貸出競争の時代だったんだよね、こんなふうに言うておりました。また、2008年のリーマンショックがあつて、金融機関はまた傷んだと、こんな時期もありました。

少子・高齢化、産業の喪失、複合的な要素で疲弊著しい県南部の活性化策であります。観光資源や食材等を活性化に結びつけ、バランスの取れた産業を根づかせるために、この地域の振興策をどう考えていくのか、県当局にお伺いしたいと思えます。

この項の最後であります。地方都市、地域の衰退は三重県だけではありません。これまで国で仕事し、数々の実績を積んでこられた雇用経済部長、県土整備部長に今後の三重県のあるべき姿を、地方振興策を提言してもらえ

ばありがたいものでございます。

以上、壇上から第1項目による質問を終えさせていただきますが、答弁をよろしく申し上げます。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 地域振興の観点から、県として地方創生にどう取り組むのかということについて、御答弁申し上げます。

地方創生の推進につきましては、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域が自立的かつ持続的に発展していくことを目指し、令和2年度から第2期の三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、活力ある働く場づくり、未来を拓くひとづくり、希望がかなう少子化対策、魅力あふれる地域づくり、この四つを取組の柱とし、産業の創出や人材育成、少子化対策などに取り組んでいます。

推進に当たりましては、第1期の成果を土台に、地域を支える人材を確保するという量的な視点だけでなく、一人ひとりの希望をかなえるという質を重視するとともに、Society5.0やSDGsの視点も取り入れながら進めることとしております。

このような中、新型コロナウイルス感染症によりまして、県民の皆さんの安全・安心が脅かされ、地域の雇用、経済も深刻な打撃を受けております。その一方で、大都市に住む人々の地方への関心が高まり、昨年5月には、東京への人口集中が一転し、2013年以降で初めて転出超過となり、その傾向が続いております。若い世代では就職や進学において、地方を選択する傾向が高まっているとの国や民間による調査結果もございます。テレワーク推進などの取組と相まって、地方への関心が高まっている今、この流れを一過性のものとしないう、地方創生の取組を再加速させる必要があると考えております。

地域振興の観点から申し上げますと、人口減少・高齢化の進展やグローバル競争の激化、世界的な気候変動といった環境変化の中で、三重の多様な魅力、豊かな資源を地域の持続的な発展に生かすためには、様々な分野で新し

い発想や先端技術を積極的に取り入れて、イノベーションの創出やDXの推進につなげることで、産業の振興、地域課題の解決を図っていくこと、併せて、それらを担う人材の育成・確保を進めることがとりわけ重要であると考えます。

こうした考えの下、今後は、分野を越えた産学官の連携を一層進め、県として、新たな取組にチャレンジしていくことが必要であります。このため、例えばIoTやAIを活用した新たなモビリティサービスであるMaaSや空飛ぶクルマを活用して、観光はもとより、生活・交通等の地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上に加え、新たなビジネスの創出につなげていきます。

また、農林水産業におきましては、ICTを活用し、気象や生育のデータに基づく高度な栽培技術の導入や魚類養殖の効率化などのスマート化を進めており、若者が魅力を感じる働きやすい農林水産業の実現に取り組んでいきます。

観光面では、観光マーケティングに必要なデータの提供等により、地域DMOや観光事業者における戦略的な観光コンテンツの開発や効果的なサービス提供を支援し、魅力的な観光地づくりにつなげていきます。

産業のデジタル化の進展に伴い、本県の主要な産業である自動車産業や電気・電子産業のさらなる成長に向けた対策が求められる中、県内半導体企業の創業環境の向上やサプライチェーンの強化などに注力していきます。

さらに、脱炭素社会の実現に向けまして、再生可能エネルギーの導入の在り方や新たなビジネスの創出に向けた県内企業の挑戦を後押しする方策を検討していくこととしており、SDGs未来都市でゼロカーボンシティを目指す志摩市をはじめ、市町とも連携しながら取り組んでいきます。

このような取組を支える人材の育成につきまして、地域における事例でございますが、本年4月に全国の高等専門学校がディープラーニング技術の活用を競うコンテストにおきまして、鳥羽商船高等専門学校が準優勝に輝きました。地元企業とも連携し、ノリ養殖の安定生産に資するAIを活用した支

援システムの開発に取り組み、その事業性が高く評価されたものでございます。こうした若い人材が地域で活躍できるような場をつくっていくことが大変重要であり、高等教育機関との連携を進めます。

このような様々な未来志向の取組を加速させることで、三重の持つ多様な力を地域活性化に結びつけ、希望がかない、選ばれる三重を実現できるようオール三重で取り組んでまいります。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

**○地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一）** 続きまして、特に南部地域の活性化を図るために地域の特性を生かした取組について御説明申し上げます。

本県の南部地域は、紀伊半島の深い森林の大きな懐に抱かれ、また伊勢湾から熊野灘を見渡す太平洋並びにコントラストをなす複雑なリアス海岸、そして実り豊かな農地の広がりなどがあり、これに源をなす資源や人に恵まれた地域でございます。

一方で、高等教育機関や若者が希望する産業の集積が少ないことから、進学や就職を機に地域を離れる若者が多く、20年前の5歳から14歳人口と現在の25歳から34歳人口を比較した割合、いわゆる20年間の定住率でございますが、これを計算しますと三重県全体では83.7%でございますが、南部地域を計算しますと50.1%となっております。若者の減少が非常に大きな課題となっている状況でございます。

南部地域におきまして、持続可能な地域づくりを進めていくためには、雇用の創出、地域での生活の維持など多くの課題に対しまして、地域の特性を生かして取り組むとともに、行政、住民、企業、大学など多様なステークホルダーの積極的な参画を促進することが重要でございます。

こうしたことから、県では、南部地域の13市町と有識者、県で構成します南部地域活性化推進協議会を設置しまして、市町の連携を促し、県の南部地域活性化基金を活用しまして、働く場の確保や定住促進、家族が安心して暮らせるための取組を支援しております。その取組につきまして、例えば、これまで第1次産業の担い手確保対策としまして、志摩市と尾鷲市が連携して

行った漁業の担い手育成事業などを支援してまいりましたし、また、テレワークなど多様な働き方に感度が高い都市部の若者に対しまして、ウェブを中心にしたプロモーション活動を行い、地域で暮らす、働く流れを創出する取組や地域の企業における学生のインターンシップ受入れを促進する取組、さらに民間企業等と連携し、火力発電所跡地を活用するおわせSEAモデル構想の取組などを支援しているところございます。並びに、次世代の地域の未来を担っていく子どもたちが学校の教育旅行を通じて、南部地域の豊かな自然や歴史文化といった魅力を体感することにより、地域への愛着が培われ、そして定住にもつながっていくものと考えております。

南部地域の活性化を図るためには、地域の最大の強み、地域ならではの特性を最大限活用する必要があります。

例えば、南部地域の市町でワーケーションの推進の機運が高まっております。伊勢市では、ワーケーション需要の掘り起こしを目的として、全国から文化・芸術分野で活躍するプロクリエイターを市内に招き、創作活動に取り組みながら様々な伊勢を体験してもらうクリエイターズ・ワーケーション促進事業を実施、尾鷲市では、熊野古道近くに立地する登録有形文化財、見世土井家住宅を活用したワーケーションの推進の取組、また、志摩市では、本年3月に日本航空株式会社とワーケーションの受入体制の整備などを柱とした連携協定を結ぶなど、地域の特性を生かしたワーケーションの取組が進められています。

また、本年5月31日は、千葉県から和歌山県に至る延長1487キロメートルの太平洋岸自転車道がナショナルサイクリングルートに指定され、三重県内では、鳥羽市から紀宝町に至る延長300キロメートルが含まれております。今後は、地域の市町と連携しながら、ソフト面から活用へのアプローチが大切であり、地域に誇り得る、世界に誇り得る地域のサイクリングルートとして地域ブランド力や知名度の向上、国内外から多くの方々の来訪・周遊とともに、地域の文化、食、人とのふれあいを通じて、南部地域全体の一層の活力の向上につなげていく大きな魅力になると考えております。

南部地域の活性化に向け、一つの決定打となる起死回生策は難しいところではございますが、様々なチャンスを着実に生かして、南部地域への来訪、そして地域を外から元気にしていただく関係人口の創出とともに、雇用確保、定住促進へつながらよう、引き続き、地域の特性である多様で豊かな自然や歴史文化、ほかにはない食材、人と人のつながりを最大限生かした活性化を行ってまいりたいと考えております。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 御質問ありがとうございます。

三重県に参りまして、もう間もなくで1年になります。その間、住んで感じたこととか、あと、今考えていることについてお答え申し上げられればというふうに考えております。

着任後、以前から興味を持っておりました県内の各地のスポットを回らせていただきました。そのことを職場や企業の方々にお話をいたしますと、決まって判で押したように、三重県って何もないでしょうという、そうした言葉を幾度となく耳にいたしました。

私は、京都の生まれ育ちでございますけれども、京都って何もないでしょうという言葉聞いたことがございません。この言葉から感じる違和感につきましては、先生方、皆さんお分かりいただけるかと思っておりますけれども、これと同じ違和感を三重県って何もないでしょうという言葉から、私自身、感じております。現在、部内でグループ面談を行っておるんですけれども、やっぱり思わず、三重県って何もないでしょうと言ってしまう職員の方もいらっしゃいます。

雇用経済部は、全員が三重県の魅力を伝える役割、立場でございますので、その表現をNGフレーズというんですか、禁句といたしておるところでございます。

このほかにも、伝わらないことといたしまして、卑近な例でありますけれども、スーパーで買う普通の野菜などの食材ですら本当においしいと感じることでございます。こうした会話をするときも、やはり判で押したように、

いや、普通ですよという声ばかり聞くわけでございます。今では、私も普通になってきましたけれども、平均点が、本当に圧倒的に高いんだというふうに理解するようになってきたわけでございます。このように、あってもない、あっても普通と感じる三重県の方々の感性というものは、とてもぜいたくなことなのではないかなというふうに感じておりますし、そういう意味で、三重県には本当の意味での豊かさというものがあるんだと思うようになった次第でございます。

この豊かさという点に関しまして、例えば、製造業についても同じではないかと感じております。産業構造としてもバランスがよく、製造産業の集積が豊かでございます。

一方、着任早々に県内の特許出願件数について調べてもらったことがございます。出願件数自体はある程度あったので安心しかけたんですけども、どういう企業がどんな特許を出願しているのかと尋ねたところ、特定の1社が約8割を占めていると分かりました。過去に、特許庁やNEDOで働いた経験上、技術開発、研究開発の推進や知的財産の活用というものが競争力を上げていく上で不可欠であると認識しておりますけれども、県内産業は、この点においてやや課題があるのではないかと考えておるところであります。こうした状況を踏まえ、技術を高めて、例えば、下請構造からの脱却を図るべしと声高に主張することもできますが、一方で、がつつやらなくてもそれなりに仕事も回ってくるし、生活も十分できるといったような、そうした声をやはり何度か耳にしたことがございます。もちろん、これが全てではありませんけれども、こうしたものの言い方、表現が聞かれることもある意味で豊かであるがゆえのことではないかというふうに感じておる次第であります。

このように、三重県の豊かさを日々感じる中で、今後の県の発展について、今、考えておりますことは、豊かであるがゆえに成長の機会をしっかりと生かしていけるのか、それとも反対に豊かであるがゆえに逆に成長の機会を逃してしまう、逸してしまうのかという二つの分かれ道があるのではないかと



いうこととございます。もちろん、三重県が目指すべきは前者でありまして、豊かさをベースに成長していくことだというふうに考えております。これまでもそうであったように。

今、三重県の産業が発展していくために何が必要かと言いますと、私は、それは間違いなくDX、デジタルトランスフォーメーションだというふうに確信しております。データ化やデジタル技術によって、企業の経営を革新、改革していくということでありまして、DXの取組なくして企業の成長はなく、ひいては三重県産業の発展もないというふうに考えてございます。

雇用経済部としてもデジタル社会推進局とも連携いたしまして、企業のDXの取組が加速化されるよう汗をかいてまいりたいと考えております。

また、他県の例でございますけれども、DXを進めることによりまして、経営や工場が効率化されまして、著しく省エネが進展した例というものがございます。今後、三重県におきましても、脱炭素、これを実現していかなければなりません。その際に、DXの推進が脱炭素に向けた取組の契機となるようなそういった展開が、実際に取組を軌道に乗せていくためにはとても重要なのではないかとこのように、今考えておるところでございます。

三重県の豊かさがプラスに働き、企業のDXの取組が加速されると同時に、脱炭素に向けて、三重県の産業がさらに発展していける、そうした道筋を見いだしてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

**○県土整備部長（水野宏治）** 私のほうから、今後の三重県への期待について、私の若い頃の思いも含めて、少しお話しさせていただければというふうに思っています。

まず、私の若い頃の思いでございます。

私は、社会人になってすぐ、東北の石巻市におりました。そのときの大切な友人が日々の暮らしは苦しいながらも、日夜、仕事に頑張っておりました。その友人は、近くにできるバイパスの開通が待ち遠しいと何度も何度もうれしそうに話しておりました。こうした友人のように、地方で頑張っている人

のためにインフラを通じて未来を切り拓く、これが、私の若い頃の決意でございます。この友人は、東日本大震災で行方は分かりません。家は津波でなくなっておりました。

そして、現在の思いでございます。

地方で頑張っている人を支えていくために、今の大都市集中を何としても是正し、分散型の国土づくりを進める必要があります。そのためにも、地域の経済活動の土台となる高速道路をはじめとする広域交通ネットワークの、特に地方部での早期完成を目指さなければならないというふうに考えております。さらには、整備だけではなく、どのように地域で利用していくのか、それについても、地方主導で考え、アイデアを、スピード感をもって実践していく枠組みをつくっていく必要があると考えております。

そして、最後に、三重県への期待でございます。

三重県には、すばらしい地域資源がたくさんあると思います。しかし、経済規模に比べて交通ネットワークが弱いため、生かし切れていないといった部分も多くあると思います。一方で、近畿自動車道紀勢線の全線事業化、あるいは東海環状自動車道や北勢、中勢バイパスの開通見通しの発表、リニア中央新幹線の整備など近い将来の交通ネットワークの骨格がこの10年ではっきりと見えてきたところでございます。この明るい未来を、交通ネットワークをフル活用して、地域のアイデアを十分に生かした県土のデザインが実現することを期待しております。

私も、若い頃の決意を忘れることなく、三重県の未来を切り拓くため、全力で取り組んでまいります。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） それぞれの部局長さん、ありがとうございました。

要するに、新しい時代に向かって産業を育成していこう、それから、DXの時代だ、脱炭素に取り組んでいけ、こういうことだったと思います。また、地方で頑張る人々のためにインフラをより整備していこう、これはとても大事だ、こういうようなこともお触れになりました。

6月9日の政府の骨太方針で、西村大臣は、今こそ東京一極集中を是正し、人口減少で苦しむ地方の活力を維持していく大きなチャンスだ、こんなふう  
に発表されております。全くそのとおりであります。

どうぞ今後ともそれぞれの部局におきましては、地域振興のために精いっ  
ぱい頑張っていただけをお願い申し上げまして、次の項目に移りたい  
と思います。

2項目めは、沿岸漁業の振興と海女漁についてであります。

コロナ禍で水産物の出荷量が減少し、価格も低迷、いつにも増して漁業環  
境が厳しい状況に置かれております。日本全体を見ますと、農林水産省が発  
表した2020年の漁獲量は417万トンで、1956年以来最低を記録しました。漁  
獲量のピークは1984年1280万トンで7割減となっております。日本人にとっ  
て、安くてなじみのある庶民の味方、サンマなどは、ここ数年不漁が続いて  
おるのは御承知のとおりであります。スルメイカもそう、サバ、サケも減少、  
マイワシ等を除いて右肩下がり推移をしておるのであります。カツオも以  
前に比べて少なくなっており、高級魚でさなかな食べられないというよ  
うな、こんなことになっております。これは、地方温暖化に伴う黒潮の蛇行、  
外国漁船の違法操業等、複合的な要因があると言われております。このよ  
うに、日本の今の水産業は大きな曲がり角に来ておるのであります。ここ  
で、これまで以上に重要な沿岸漁業について考えてみたいのであります。

藻場、干潟の減少が進み、アワビやサザエの餌になっているアラメ、カジ  
メが激減、漁師や海女たちを直撃しておるのであります。志摩半島の御座か  
ら越賀、和具、布施田、片田、数年前からアラメ、カジメが育たない。昨年  
あたりから、大王崎付近までこの影響が及んでいるのであります。

ここで、ちょっとフリップを見ていただきたいのであります。アワビは1967年  
頃の752トンでピークに減り続け、2019年は養殖ものを含めて62トン、10分  
の1以下になっております。サザエは平成8、9年頃の1070トンが  
最高で、2019年460トンで半分以下になっており、漁師、海女たちを悩ませ

ているのであります。

一昨年前までは、浜に行くのと、採ったアラメを浜いっぱい干している風景がよくみられたものでありますが、昨年、今年は、まだ1回も見ておりません。以前は、生活雑排水が海に流入していると長らく言われておりましたけれども、人々の意識の向上もあり、かなり改善されてまいりました。

そこで、農林水産部長にお伺いいたしますが、紀伊半島から志摩・鳥羽、伊勢湾にかけて何が起きているのか、海洋環境に変化が起きているのか、こういったことをお聞きしたいのであります。

これに関連して、海女漁業についても質問させていただきます。

全国の海女さん、1978年頃は9000人と言われておりましたが、今は2000人程度であります。その半数は、鳥羽市、志摩市ですが、最近では700人ぐらいになったのかな、こんなことを言われております。後継者不足、高齢化、海の変化、多くの課題を抱えております。

しかし、この海女さんほど、今よく言われておりますSDGs、Sに象徴される、まさにサステナブルな職業はないのではないのでしょうか。それも数千年にわたって、自分たちで漁期を決め、採るサイズ、量を決め、持続可能な職業として、連綿として受け継がれてきたのであります。

海女漁のさらなる振興策について、県当局のお考えをお伺いします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、近年の志摩市周辺海域におけるアワビと藻場の減少に対する取組、それと海女漁業の振興についてお答えいたします。

海女漁業の重要な漁獲物であるアワビの漁獲量は最盛期に比べ大幅に減少し、またアワビの餌場となる藻場の減少が認められるなど、海女漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

県では、アワビの資源増殖に向けた種苗生産に取り組み、県内各地の種苗放流を支援するとともに、アラメ等の藻場造成を計画的に進めてきました。また、種苗放流の効果を高めるため、水産研究所が中心となって、アワビ種

苗放流マニュアルの作成・普及や海女自身によるアワビ種苗の大型化技術の普及、アワビ稚貝が付着しやすいコンクリート板を用いた放流漁場造成技術の開発にも取り組んでいます。その結果、大型種苗の放流や造成漁場では、外敵生物から食害されにくくなるなど、放流効果の改善が図られています。

海女漁業が盛んな志摩市、鳥羽市周辺地域において、近年、藻場の減少が顕著であることから、令和3年度は、三重大学や志摩市、鳥羽市と連携しながら藻場のモニタリング調査を実施することとしています。この調査では、藻場の現状把握や藻場の減少に影響を与える黒潮の蛇行に伴う海水温の上昇などの環境要因、アイゴ、ブダイなど、食害生物の影響について検討を進めるとともに、必要に応じて関係者と連携しながら、その対策を講じていきたいと考えています。

また、伝統ある海女漁業の存続に向けては、海女自身による効率的な藻場管理が行えるよう、ドローンを活用して撮影した藻場の写真をA Iで解析して、その分布や変化をウェブサイトで共有する藻場情報の見える化に産学官が連携して取り組んでいます。

さらに、海女による海藻以外の餌を用いた新しいアワビの養殖手法の検討や海女漁業とその漁獲物の魅力発信に取り組み、海女漁業の振興を図っているところです。

歴史的、文化的な価値を有し、日本農業遺産にも登録された海女漁業を次世代に継承するため、今後も引き続き、海女漁業の重要な漁獲物であるアワビの資源増殖に向けて、種苗の生産や放流、さらには藻場の造成や管理に関係者と一体となって取り組んでまいります。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

昨年度とあまり事業内容は変わっていないように思うんですが、例えばアワビの稚貝は、小さいサイズだと魚に食べられるから、少し大きくして放流しようねとか、コンクリート板を海に入れようねとか、いろんな取組をしておられますけれども、結果が出るのはあと数年先なのかなとも思って期待い

たしております。

この項の最後でありますけれども、真珠についても触れておきたいと思っております。

三重県を代表する地場産品の一つであります真珠は、三重ブランドとして地域の誇りでもあります。ちょっと見にくいパネルですが、（パネルを示す）この昭和41年が、一番よく採れた52トン、業界では勿々と言いますが、生産額は270億円、こんなふうに言われております。卸売、小売等、製品として末端価格で当時1000億円というそんな産業であったということも言われておりました。百数十年続く伝統ある産業であります、今まで数え切れない災害を乗り越えて、養殖業者の方々、また関係する方々は頑張っておるのであります。

一昨年のアコヤガイ等のへい死等は記憶に新しいところでありますが、知事をはじめ県当局、現場に足を運んでいただいて、貝に触れて、現場の関係者の話を聞いて、真珠振興策を練り上げてきております。新しい時代を迎えて、AIやICT技術を活用した新しい時代の真珠養殖について、県の取組をお伺いしたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

**○農林水産部長（更屋英洋）** それでは、真珠養殖業の再生に向けた県の取組についてお答えします。

本県の重要な産業である真珠養殖業の再生に向けては、令和元年度から発生しているアコヤガイの大量へい死に係る対策の強化はもとより、真珠の安定的な生産体制を構築することが喫緊の課題と捉えています。アコヤガイのへい死については、これまでSNSを活用した漁場環境情報の発信を通じた適正養殖管理の徹底や産学官で構成する真珠養殖対策会議によるストレス緩和対策など、様々な取組を実施し、令和元年度に70%あった稚貝のへい死亡率は令和2年度には44%に抑えることができました。

しかしながら、稚貝のへい死亡率が通常時と比較して高止まりしていること、また海水温やプランクトン量など漁場環境への影響が大きい黒潮の動向も踏

まえ、引き続き、へい死の軽減に向けた対策を講じる必要があると考えています。

本年度は、これまでのへい死軽減対策に加え、新たに県や市町、真珠養殖業者が連携してへい死が発生する状況をあらかじめ想定した上で、いつ、誰が、何をするかを時系列で整理し、それぞれが取り組むべき対策や行動を定めた三重県版アコヤタイムラインを全国に先駆けて策定し、4月15日から運用を開始しています。また、稚貝のへい死リスクの分散を図るため、県水産振興事業団で育成した大型稚貝の配布を6月から実施するとともに、昨年度から実施している尾鷲湾における稚貝の飼育試験を継続させることで、新たな稚貝の飼育漁場としての適否の検討を進めています。

現在、英虞湾における海水温やプランクトン量などの漁場環境は問題なく推移していますが、今期も漁場環境への影響が大きい黒潮大蛇行の継続が予想されることから、真珠養殖業者の皆さんには、大変厳しい飼育環境下での養殖管理が求められます。

県としましても、引き続き、市町や真珠養殖業者の皆さんと緊密に連携し、最大限の緊張感を持ちながら、アコヤタイムラインに基づく各種対策を進めるとともに、中長期的な対策の視点から、気候変動に対応できる新たなアコヤガイの品種開発に着手し、本県の真珠養殖業が安定して継続できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

部長、今までは大丈夫だと、英虞湾。これからなんですよ。これから、海水温が高くなって、貧酸素、赤潮、ヘテロカプサ、こういったことが起きる危険性というかありますので、どうぞひとつ先ほど言われたように、アコヤタイムライン、そういったものを養殖業者の人たちに、または組合に情報提供していただいて、何とか浜揚げでいい結果が出るように、県当局も地元も頑張っていかにゃあいかん、こんなふうには思っております。

最後であります。県南部への体験教育旅行についてであります。

知事の英断で、クリーンヒットした事業は数多くあると思いますけれども、この体験教育旅行もその一つだと思います。

三重県は、自然、歴史、文化の宝庫であり、南部地域には体験してもらいたい施設、見てもらいたい景観等、優れた観光資源、教育資源を多く持った地域であります。

コロナ禍にあって、ふだん、地理的に不利な条件であるが、ぜひ訪れてもらいたいところに光を当て、今後の成長過程の一助になればと、この事業を実施したのだ、こんなふうと思うのであります。

この事業は、地域にとって大きなチャンスでありました。今回の成功は、学校側が県当局の事業の趣旨を十分に理解し、エージェントと一体となって実施し、成功につなげていった、こんなふうと思うのであります。結果はすごく、マスコミ等で大いに取り上げられました。テレビのインタビューで、鳥羽市の海の博物館を見学した伊賀地方の小学生のコメントが振るっていました。「僕の人生で最高の経験でした。来られてよかったです。」子どもたちを受け入れた施設側もとっても喜んでおりました。県内の隠れたすばらしい施設を訪れ、体験された皆様は、改めて、三重のよさを再発見し、誇りを持ってもらったことだ、こんなふうに思っておるのであります。

さて、ここで県当局にお伺いしますが、昨年度の成功を踏まえて、今年度も引き続き、事業を実施すると言われておりますけれども、人づくり、将来の担い手づくり等、教育分野、観光振興に及んでいくと思いますけれども、お考えはいかがでしょうか。

ここで一つ提案があります。(パネルを示す)これは、私の住んでいる志摩市です。先ほどの提案なんですけど、例えば、真珠いかだを体験する、それから、志摩市ももちろん離島、二つありますけれども、お隣、鳥羽市の離島の生活体験をする、この写真のように、これは、登茂山園地なんですけれども、自然体験、星空が夜とてもきれいです。この真ただ中にあるのが、県が整備した登茂山園地の一番先、これ次郎六郎海岸と言うんですね。こういったところに、子どもたちが来てもらえればな、以前からずーっと思って



おりました。まだ、このほかにたくさんの優れた施設が県内南部にはあろうかな、こんなふうに思っておりますが、県当局の思いを聞かせていただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 県南部の体験教育旅行について、今後の取組などについて、答弁させていただきます。

令和2年度に創設しました南部地域体験教育旅行促進事業費補助金は、一つ、新型コロナウイルス感染症の影響で教育旅行の実施が難しい中、児童生徒たちにより安全な県内で学びや思い出づくりの機会を持ってほしいこと。二つ目、南部地域には多様で豊かな自然や歴史、文化を有しており、その魅力をより多くの県内の児童・生徒に認識していただきたいこと。三つ目、宿泊、観光業や土産物販売業など新型コロナウイルス感染症により影響を大きく受けている地域経済の回復の一助となる、そういうことから、引き続き、令和3年度も力を入れているところであります。

令和2年度は、県内の小・中・高等学校、特別支援学校を合わせて、延べ410の学校に補助金を活用いただき、2万4000人余の児童・生徒に南部地域の自然や歴史、文化を体験していただきました。

実施地域を学校数で見ると、伊勢志摩地域がおよそ7割、東紀州地域がおよそ3割となっており、シーカヤックや地びき網体験、語り部がガイドする熊野古道歩きなど、南部地域ならではの特色を生かした様々な体験学習が行われました。

児童・生徒からは、初めてのシーカヤック体験が面白かった、世界遺産が県内には熊野古道しかないことを初めて知った、などの声があり、雨で体験できないところがあって残念だった、といった今後の改善の参考になる意見もいただきました。

令和3年度も現在までに延べ140校、1万3000人余のもの児童・生徒が参加する教育旅行の計画が提出されています。

教育旅行の行き先として選ばれ続けるためには、その魅力を知っていただ

くことが重要です。令和2年度には、補助金交付事業と並行して志摩市のシーカヤックツアーの紹介、離島の暮らしや文化の紹介などを観光三重の自然体験特設サイトに掲載するなど、地域ならではの魅力のPRに力を入れているところであります。

また、市町と連携し、体験メニューの各学校への情報提供、さらに東紀州地域振興公社から市町教育委員会への売り込みなど積極的な誘致活動を実施しています。この取組を一過性ではなく、継続的なものとしていくためには、事業者や市町、県など様々な主体が、子どもたちの声を受けた体験メニューの改善や受入体制の向上、さらには、その地ならではの特色あるメニューの開発、それらの地域内での水平展開、県内外への情報発信など、その役割に応じた取組を重ねながら、一層連携を強めていくことが大切です。

今後は、地域の魅力を再発見した児童・生徒たちが次のステップとして地域のファンとなって、地域の課題に主体的に取り組み、さらには地域を活性化していく駆動力となるなど、未来を担う若者の育成、そして地域の人口流出の抑制にもつながっていきたくと考えております。今、山本議員からおっしゃっていただきました次郎六郎海岸はじめ、今、申し上げましたとおり、メニューの改善・開発、これが非常に重要だと思っております。ですので、そういうのをしっかりやっていきたいと思いますし、私は、百聞は一見にしかずという言葉がありますけれども、一見と言いますけれども、行くと要は見るだけじゃなくて、五感を、五感を使うことになると思うんですよね。そういう自分たちが住んでいる地域に五感を震わすようなそういう場所があるということ、子どもたちにこれからも知ってもら、そんな努力をしっかりとやっていきたいと思います。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県南部への体験教育旅行について御答弁申し上げます。

令和2年度の状況ですけれども、県内で修学旅行を実施した学校では、社会科で学んだリアス海岸を船の上や展望台から実際に眺め、自然の雄大さを

感じたり、南部地域の自然や気候を生かしたミカンの栽培農家の方から聞き取り学習など、県内ならではの修学旅行を通じて、三重の魅力を再発見し、地元への誇りを感じることができました。

キャリア教育の視点から、バスの添乗員や訪問先の施設で働くスタッフ、地元住民の方々にインタビューを実施した学校もありました。また、修学旅行の受入れに当たり、徹底した感染対策を講じていただいた各施設の方々へ感謝の声が多く寄せられました。

安全を考え、県内を行き先とした修学旅行でしたが、計画段階や現地での班別活動に主体的に取り組むことで成長につながったり、教室で学んでいる自然や歴史を直接見聞きすることが貴重な学びとなるなど、各学校の創意工夫で有意義な成果が得られたと考えております。

県教育委員会では、各学校が県内の修学旅行の行程を検討する上で参考となるよう、昨年度の活動事例を取りまとめ、観光局等が作成したモデルコースの情報と併せて市町教育委員会に周知したところです。

今月、修学旅行を実施した四日市市のある中学校では、修学旅行を通して防災意識を高めるため、災害時における校内の危険箇所の探索を事前に行い、旅行当日の訪問先での防災講話や防災施設の見学と組み合わせることで、通常の学校生活だけでは体得できない学習を進めたと聞いています。

今後も、全ての学校において、かけがえのない思い出となる修学旅行の機会が確保され、県内を行き先とする修学旅行において、三重の豊かな自然を感じ、ふだんの学習と関連づけて学びを深められるよう、各学校における検討状況の把握、共有など必要な助言に努めてまいります。

〔48番 山本教和議員登壇〕

○48番（山本教和） ありがとうございます。

知事のほうから、地元はこれからも選び続けなければならない、だから地元も努力しよう、県も努力するけど、地元も整備等で頑張れとこんなことだと思います。

以上、時間が来ましたので、質問を終わらせていただきますが、どうぞひ

とつ南部と言いますけれども、地域というのは、田舎という言葉はあまりよくないものですから地域と言っていますが、どうぞひとつ今後とも県南部の振興のために精いっぱい頑張ってくださいことを心からお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

---

午前11時10分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。11番 下野幸助議員。

〔11番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○11番（下野幸助） 皆さん、こんにちは。鈴鹿市選出、会派、新政みえ所属の下野幸助です。

今期で3期目、今年の4月で知事と同じですけれども、節目となる丸10年を迎えさせていただきました。十年一昔と言いますけれども、当選当時は、東日本大震災とか紀伊半島大水害など大変厳しい環境でしたが、そのときの知事もしっかりとリーダーシップを発揮していただきまして、難局を乗り越えていただいたと思っております。当時は、全国最年少知事と年齢が前面に出ていましたけれども、機敏な行動力と実力で年齢だけではなくて、すばらしいなと思っておりました。そして、その力が10年たっても、今の新型コロ

ナウイルス感染症に、全国に先駆けて果敢にリスクを取りながらも、率先して対応されていることに敬意を表したいと思います。これからもよろしくお願いいたします。

一方で、新型コロナウイルス感染症の情勢は依然として厳しい状況で、65歳以上の高齢者へのワクチンの接種がようやく始まりまして、2回接種済みの方が4から5%程度というふうに聞いております。7月末までの高齢者へのワクチン接種完了、そして、それと並行して64歳以下の一般県民の皆様に対する本格的なワクチン接種へと加速度的に進めていただき、その先にはきっと明るい三重があるんだということで、そういうことを願って、議長のお許しを得ましたので質問に入らせていただきたいと思います。

今回の質問は、県の新型コロナウイルス感染症対策、そしてコロナ後を見据えた事業の質問を含め、4項目させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、新型コロナウイルス感染症の影響で大きな打撃を受けている中小企業・小規模企業の皆様に対する支援金・協力金、そして補助金についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策として、これまで様々なコロナ対策関連の支援が行われました。例えば、国では200万円の持続化給付金であったり、市町とは連携して、昨年4月には50万円の協力金の対応などを行っていただきました。その上で、今後の課題として多くの関係者の皆様のお声を聞くと、給付のスピードをもう少し早くしてほしいとか、給付対象の業種の線引きが分かりにくいとか、期限が分かりにくいとかいうような御意見をいただいています。

そこで、飲食店や関係者の多くの皆様から御意見のあったことを要約して、4点質問させていただきます。

一つは、今後の支援金・協力金の迅速な対応をお願いするべく、デジタル社会でございますので、インターネットを活用していただきたいと思いますというふうに思います。今もお店の方々が、書面で提出しているという状況でございま

すので、インターネットの活用をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、2点目は、支援策の対象業種についてですが、飲食店のみならず関連業者の皆様の支援も同時期にスタートしてほしいと思ひます。どうしても、今、飲食店が先にスタートして、その後、関連業者がスタートということで、結局、スタートが遅れると入金も遅れるということになりますので、受付は、公平に同時期にさせていただきたいというふうと思ひます。

3点目は、昨年度まではあったと思うんですけども、家賃・光熱費の支援策でございます。新型コロナウイルス感染症が長引くに当たりまして、ボディブローのように効いてくるのはやっぱり家賃・光熱費は、固定費でかかってきますから、このところ、県も主体的に考えていただきまして、家賃支援の国への強い要請もお願ひしたいというふうと思ひます。

そして、4点目は、補助金の制度についてです。

これまでの協力金・支援金は、スピードを除けば、県の申請受付と支払件数を確認したところ、99%が対応していただいているという状況ですが、補助金はちょっと違います。そこで、フリップを見ていただきたいと思ひますけれども、(パネルを示す)これまで新型コロナウイルス感染症に係る中小企業・小規模企業の補助金を、いろいろやっております。そこで、例えば一番右側ですかね、業態転換等を見ていただくと50万円から200万円の補助金、補助率2分の1でございますけれども、交付決定率が39.1%というふうになっています。下から2行目が交付決定率で、2割のところもあれば、先ほど言った3割のところもある。押しなべて62.9%という平均でございます。協力金・支援金と性格が異なりまして、経営向上とか生産性の向上とか、これからの事業を飛躍させるための大事な補助金制度でございますけれども、この補助金制度のさらなる充実もお願ひをしたいと思います。

以上、4点、併せて御答弁願ひます。

[島上聖司雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長(島上聖司) 4点、御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、オンライン申請についてでございます。

現在、時短要請による協力金や各種支援金の申請受付につきましては、郵送のみで対応してございます。その主な理由は、事業者の皆様に分かりやすい申請方法であること、かつオンライン申請に必要な新しいシステム開発に時間をかけるよりも一日も早く受付を開始することの2点を優先させたためでございます。

一方で、他府県におきましては、オンライン申請を行っているところもございますので、今後は手続の利便性と効率性、紙申請を希望される事業者の皆様への配慮も総合的に勘案しながら、オンライン申請手続の導入につきまして、検討してまいりたいと考えてございます。

2点目の協力金・支援金の同時期での実施についてでございますが、本来、要請による直接の影響を受ける事業者、あるいは間接的に影響を受ける事業者双方への協力金・支援金による支援の全体像というものを早期にお示しすることが重要であるというふうに考えてございます。

しかしながら、今回実施している飲食店取引事業者等支援金、酒類販売業者支援金に関しましては、国の月次支援金の対象とならない事業者の皆様への支援を目的としてございます。このため、国の月次支援金制度の詳細の発表を待ちまして、県の制度設計を進める必要がございました。そのため、結果としまして、開始時期がずれる形となったものでございます。

今後は、国と連携を図りながら、可能な限り早期に支援制度の全体像を公表することができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、3点目の飲食店に対する固定費支援につきましてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大を食い止めるために、飲食店に対しまして、時短営業等の協力要請を行う際は、県が飲食店へ協力金を支給してございます。協力金の基準の額は、国から示されておりますが、その算定に当たりましては、飲食店の光熱水費等を含む平均的な固定費が考慮されているというふう聞いておるところでございます。

なお、家賃支援につきましては、県から国に対しまして、飲食店以外も含めました家賃支援給付金の再支給の要望を行ってございますが、市独自の支援事業として実施されていたケースもございます。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、地域の活性化に欠かせない飲食店が店舗運営の見直しを迫られる中で、新たな日常に対応した事業を再構築できるよう感染防止対策や生産性向上、業態転換の取組など、さらなる支援に努めてまいりたいと考えてございます。

最後、4点目の補助金を活用した支援についてでございます。

中小企業・小規模企業がコロナ禍を乗り越えるための取組を支援するため、県といたしましては、令和2年度に合計7回の補正予算を編成し、感染状況や経済状況に応じて、補助制度の創設や予算の増額を実施してまいりました。

こうした中、中小企業・小規模企業の業態転換等を支援する生産性向上・業態転換支援補助金につきましては、予想を超える高いニーズがあったことなども踏まえまして、今年5月に補正予算を編成し、現在、第2回目の募集を実施しておるところでございます。今回の事業実施に当たりましては、コロナ禍で売上げが減少し、新たな投資をためらう事業者にも前向きな取組を進めていただけるよう、通常よりも補助率を上乘せした特別枠も併せて設定するなど、支援内容を拡充しておるところでございます。

引き続き、中小企業・小規模企業における現場の声を聞き、意欲的な事業者への支援だけでなく、苦境にある事業者が経営を立て直す計画を立案し、実現できるよう商工団体と連携して、寄り添った支援を行いまして、地域経済の回復に努めてまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 御答弁ありがとうございます。

一つずつ、少しコメントを述べさせていただきたいと思います。

一つ目のデジタルでの受付ということです。

インターネットだけではなくて、書面でという方もいらっしゃると思いますので、並行して書面でもネットでもという考えを持って、検討していただ



きたいというふうに思います。

それから、2点目の関連業者の件です。

国との関係でちょっと遅れたというお話がございましたけど、国への要望もしていただくということでございますので、できる限り、受付を一緒にしていただいて、そして入金までのタイムスケジュールも飲食業と一緒に考えていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目の光熱費、家賃はということで、家賃のほうは極力、また国への要望ということで、ぜひとも強く要望していただきたい。まだまだ長期化する中で、多くのお店の方が困っている状況でございますので、お願ひしたいと思います。

4点目の補助金の件、ニーズを把握して、2回目もやっていますよという部長の御答弁で、それは本当にありがとうございます。

ただ、まだまだニーズがあると思いますので、私たちが現場の声を聞いていると、特に若い経営者の皆さんが、今、踏ん張って頑張っている。精神論だけじゃなくて、知恵も出しながら、どうしたら来ていただけるのかとその枠内で考えていますので、そのところの知恵を大切に思いながら、今回のコロナ禍を乗り越えられるような補助のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

公共事業に関する予算執行率についてです。

これまで、当初予算ベースでは、建設予算が減少しているかと思えますけれども、本年2月にも、また国の国土強靱化の大型補正予算がつくなど、年々、建設に占める補正予算の額が増加しているというところでございます。

一方、予算がついてお金のめどは立ったけれども、それがちゃんと現場で執行されているのかということが少し気になると思いますか、建設業の皆さんのお声もあって、ちょっと調べさせていただきました。

(パネルを示す) こちらのフリップを御覧いただきたいと思います。これは、上段は、平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度の県土整備

部の公共事業予算の額です。

例えば、平成30年度は公共事業予算が747億円でございます。①、②、③と書いてある数字ですけれども、①は237億円が前年度から繰り越されましたお金、②が当初の県の通常予算の430億円、そして、③がこのときは、80億円、国からの補正が来ましたよというところでございます。年々③の額、国からの予算も先ほど言った大型補正予算というのは令和2年度の③を見ていただくと185億円いただいているというところでございます。

そして、下の棒グラフ三つは繰越額でございます。平成30年度から令和元年度は221億円繰り越されましたよ、令和元年度から令和2年度は338億円繰り越されましたよ、令和2年度から令和3年度は430億円繰り越されましたよという額になっています。つまり、繰越額が200億円、300億円、400億円というふうに雪だるま式に大きくなっていきまして、この430億円というのは、ちょうど平成30年度、先ほど申し上げた県の通常予算の1年分が繰り越されているという状況でございます。そして、いつも、この繰越額については、議案説明等のときに、国の補正予算の内示が年度末あったとか、地元調整が難航している、それで理由は分かるんですけれども、ちょっとこの雪だるま式に増えている繰越額について、大変懸念していますので、この状況について、部長から状況と対策について御答弁願いたいと思います。

さらに、もう少し詳しく見ていきたいと思うんですけれども（パネルを示す）、県内建設事務所別の予算額と、契約率でございます。この各建設事務所の額といいますのは、予備監査資料に提出された額を単純に積算したもので、概算ではございますけれども、各建設事務所の予算額と契約率がこれぐらいになっています。押しなべて言いますと、令和元年度で84%契約しました。令和2年度で83%契約しましたというところでなります。各建設事務所がまばらで、津建設事務所なら9割ぐらい、91%、92%というところもあれば、桑名建設事務所とか鈴鹿建設事務所は70%台とかいうところもございます。したがって、先ほどの繰越額の質問に関連するんですけど、この各建設事務所単位でも契約率の差異がありますけれども、この対応についてお

尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願いいいたします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 繰越しと契約について、2点御質問ございましたので、お答えさせていただきます。

まず、繰越しについてでございます。

公共工事の道路や河川などの整備につきましても、事務用品などの物品を購入するのとは違って、主に次の特徴がございます。

一つ目、用地買収や地元協議など利害関係者が多い上に、出水期には工事ができないなど、調整に外的かつ流動的な要因が大きいこと。二つ目として、工事に対する支払いは契約時に4割、完成時に6割が基本となっており、多くの日数が必要で、年度をまたぐ場合、予算執行は当年度に契約しても翌年度執行分が生じること。三つ目、働き方改革や品質確保の政策として、発注の平準化が求められていること。こうした特徴を踏まえ、繰越し予算制度を有効に活用しているところでございます。最近では、年度末の補正予算額も大きいことから、予算の整理上の繰越しも増えていますが、ニーズがなく、執行できずに不用となっているものはございません。

なお、繰越しの増加について、全国的なところでございますが、令和2年11月の参議院の予算委員会において、赤羽大臣はこのようにお答えしております。公共工事の年度末の繰越額が年々増加しており、予算をつけても消化できないのではないのかとの批判もございます。しかし、これは、いわゆる建設業界の働き方改革の中で公共事業の発注を安定的・持続的なものとするため、政策的に平準化することを意図的に行っているものである。年度末に予算の残額があるのは集中を避けている新しい政策の結果である。そして、令和元年に一部改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律の第7条で発注者等の責務が定められております。地域における公共工事等の実施時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が1年に満たない公共工事等についての繰越し明許費など、必要な措置を講じること。

いずれにしましても、県土整備部といたしましては、引き続き、地域の期待に応え、安全・安心な地域を早期に実現するため、今ある予算制度を有効活用しながら、一丸となって事業を推進してまいります。

続きまして、契約率についてお答えさせていただきます。

契約率につきましては、用地補償を伴うものなのか、地域の産業や住民との交渉が難しい箇所なのかなど、各建設事務所において実施する工事は様々であり、工事の特性や外的な要因、あるいは補正予算も含めた対象事業の金額の大小の結果として差が生じているものでございます。各事務所の執行能力に差があるというものではございません。

例えば、鈴鹿建設事務所では、野町国府線の用地補償費について、相手方の建物の移転先の選定に時間を要し、年度内の契約ができなかった。千代崎港海岸や下箕田地区海岸の堤防の老朽化対策工事について、地域の海産物への影響に関する声を踏まえ、時期をずらす必要があり、年度内契約ができなかった、などが要因となっているところでございます。

このように、各現場では一日も早い、地域の安全・安心の実現に努めておりますが、年度内の契約ができない場合もあることは御理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、当初予算の年度内契約100%は、県土整備部としての目標でございます。引き続き、これが達成できるよう努めるとともに、一方で、急ぐあまり発注者、受注者、双方にひずみ、例えば工事の一時休止を前提とした発注をしてしまうこと、あるいは不調・不落の発生、積算の誤りなど、これらが生じないよう気をつけながら取り組んでまいります。特に、地域の方々に御理解、御協力いただくということが重要であると考えています。このためにも、現場を含めた事業の伝わる広報を強化するとともに、景気を下支えするための早期発注、令和2年度につきましては、令和元年度に比べて上半期の契約率を10%、県土整備部としては高めたところでございます。早期発注に、建設業者の方々と連携して取り組んでまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 今の部長の答弁を聞いていて感じたのは、そうすると繰越しがどうしても仕方ないよねというふうに、まず大前提に聞こえる印象を受けました。ただ、年々その補正予算の額がどんどん増えているじゃないですか、ここ3年、4年の話ですけれども。そうであるならば、国に対して、当初予算でしっかりとつけていただく、そんな働きかけも国会のほうで、国会議員の方々にも審議をしていただいて、当初予算でつけていただければ、県の方々もしっかり対応できると思うんですけれども、先ほど、このフリップ、もう一度見ていただきたいと思うんです。（パネルを示す）国のほうは、本当に致し方ないというのは理解はできる。このオレンジの色がついたのが国の繰越部分なんです。先ほども申し上げたとおり、令和2年度は185億円補正予算が国から来て、176億円繰り越された。これは致し方ないと、2月についてですからと思うんですけれども、こっちの254億円というのは、前年度の繰越しであったり、県の当初の通常予算の分で、これは、ここに下に書いてありますけれども、県の通常部分の繰越でございますから、そのところ、部長も10%引き上げて頑張っていきますというお言葉もありましたけれども、このままですと1年分、2年分というふうに雪だるま式になってくると思います。そのところもぜひとも注意をしていただいて、取り組んでいっていただきたいと思いますので、お願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、3項目めの質問に移らせていただきたいと思います。

三重とこわか国体における、三重県の競技力などスポーツについてお尋ねいたします。

いよいよ、東京2020オリンピック開催の7月23日まであと39日、そして、本県開催の三重とこわか国体開催の9月25日までは、あと103日と迫ってまいりました。三重とこわか国体に関しては、約10年の準備をかけて、多くの皆様に御協力いただいた県のスポーツの集大成であります。

6月9日の一般質問でも、先輩の館議員から、三重とこわか国体・三重とこわか大会について、1時間しっかりと御質問がありましたので、私もスポー

ツへの思いが熱い県民の1人でありまして、館議員同様、三重県議会スポーツ振興議員連盟の副会長もやらせていただいておりますので、競技力向上中心にお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

まず、一つ目ですけれども、コロナ禍における本県の国体出場選手への影響についてお尋ねします。

東京2020オリンピックでも事前キャンプや練習が中止、延期という連絡が入っています。三重県内においても、志摩市で開催予定だったスペインのトライアスロンチーム、また鈴鹿市で開催予定だったカナダのアーティスティックスイミングチームが残念ながら事前キャンプが中止となっております。

三重とこわか国体においても、遠征試合や合宿などが中止、延期が余儀なくされていますが、出場選手への影響をお尋ねいたします。

また、コロナ禍において、三重とこわか国体・三重とこわか大会に出場する選手や監督など約3万1000人には、72時間以内にPCR検査を義務づけていただいておりますけれども、このほか出場する選手がしっかりと実力を発揮できるよう、どのような対策を講じていくのかもお尋ねいたしたいと思っております。

2点目に、国体後の競技力にかかるレガシーについてです。

先日の館議員に対する知事の答弁で、三つのレガシーを大切にしていこうというお話をいただきました。

一つは施設整備、もう一つが競技力、三つ目が支える人づくりということでございました。

今回、先ほど申し上げたとおり、私は競技力についてお伺いしますけれども、県では三重とこわか国体開催が決まり、県スポーツ協会など関係団体、民間企業など多くの皆様に御協力いただき、県の競技力は向上してきたというふうに思います。令和に入って、県の競技力向上予算も6億円から8億円規模と、しっかり対応していただいております。

一方で、スポーツが強い、つまりは高い競技力を維持している国体10位台

でキープしている近隣の岐阜県とか静岡県などを見ていると、やはりスポーツの競技力に関わる予算がしっかりと、国体が終わっても確保されているというのが明らかであります。競技力の維持のためにも、一定の予算が必要であるということは、財政の責任者である高間総務部長もスポーツ局に在籍されていたということですので、御理解いただけるものだと思います。そして、企業にも多大なる御協力いただいております。

例えば、県スポーツ協会を通じてアスジョブみえにより、就職支援員198名が採用していただいておりますし、スポーツ指導員においては、現在63名が登録され、大いに今後の活躍が期待できる方々だと思います。スポーツ指導員は、日本代表としての東京2020オリンピック出場を目指す選手や国体優勝などの実績を持つ選手が多く、このスポーツ指導員の皆様は、三重とこわか国体での総合優勝を目標に、選手の指導や競技力の向上に励むほか、ジュニアの育成やスポーツの普及活動にも積極的に取り組み、近い将来、子どもたちの活躍を支援する意味でも、極めて重要な人材だと思います。先日、スポーツ指導員についても、三重県議会スポーツ振興議員連盟の会長の西場議員とも意見交換させていただきました。スポーツ指導員はとても重要だねと、今後、これをばっさり切るようじゃ、県のスポーツ強化どころか維持もできないよねというお言葉もいただきました。私もそのとおりだと思います。

そこで、辻局長にお尋ねしますが、三重とこわか国体を一過性の花火にすることなく、県職員を定期的に採用するのと同様に、この三重のスポーツを支えるためにしっかりとした競技力向上予算の確保、アスジョブみえやスポーツ指導員の確保をしていただき、現場で活躍できる環境を維持すべきだと思いますけれども、この点についてお尋ねいたします。

続けて、スポーツ競技者特別選考についてお尋ねいたします。

三重県では、平成29年度採用から令和3年度採用までの5年間において、スポーツ競技者特別選考を行っていただきました。

日本のトップクラスの選手を14名採用していただきました。ちなみに、内訳といたしまして、高校ではウエイトリフティング、レスリング、柔道、相

撲、ソフトボール、中学校では、剣道、ソフトテニス、バレーボール、ホッケー、フェンシング、陸上競技ということになっています。この採用の狙いは、三重とこわか国体において、競技者としての活躍が期待でき、三重とこわか国体後も引き続き、専門性の高い指導者として活躍できる人材の採用ということで実施していただきました。今日、この質問するのは、残念なのが、この採用が今年度はなかったということでございます。三重とこわか国体が終われば、採用もおしまいということで、大変がっかりした1人なんですけれども。

三重とこわか国体後も引き続き、専門性の高い指導者の採用をしていただき、先ほど申し上げたとおりスポーツの競技力を維持していただきたいというふうに思います。三重とこわか国体が終われば、採用はおしまいということには、ぜひともならないように、今後も検討していただきたいと思っておりますけれども、あらかじめ申し上げますけれども、現在の一般試験でのスポーツ関係の採用ですと、大変申し訳ないんですが、高い競技力を持つ方の加点がすごく少ない状況でございます。先ほど申し上げたスポーツ競技者特別選考というのは、本当にスポーツを重んじていただいているということでございます。かと言って、スポーツだけということではないと思っておりますので、そのところをいま一度、再考していただきたいと思っておりますが、この点については、教育長に御答弁をお願いしたいと思います。

以上よろしくお願いたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 2点、御質問いただきました。

1点目、コロナ禍において、国体に出場する選手にどのような影響が生じておって、また実力が発揮できるようどのような対策を講じていくのかという質問に対する答弁でございます。

昨年来、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束が見通せず、今年4月に入ってからも緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が実施されたこと



などにより、三重とこわか国体に向けました本県選手・チームの強化活動にも様々な影響が出ています。本県の選手やチームの多くは、県や市町のスポーツ施設や学校運動施設を日常の練習拠点としており、オリンピック選手のナショナルトレーニングセンターのような専用施設があるわけではありません。そのため、施設の閉鎖や利用時間の短縮などが行われますと、日常の練習時間の確保に支障が生じることがあります。また、5月から6月にかけてのこの時期は、4月に新規の選手もそろい、技の完成度やチームプレーの精度を上げる目的で実戦練習を積み重ねる大切な時期にありながら、強豪チームが集中する首都圏への遠征が組めなかったり、県外チームの来県が中止されるなど、強化試合や合同練習が思うように実施できず、勝つためのチームプレーの確立に苦慮しています。さらに、全国規模の大会が中止されたり、延期されることが相次いでおり、貴重な実戦の場を失うとともに、戦力を分析する機会も失っています。

三重とこわか国体まで3か月余りとなった今、天皇杯・皇后杯の獲得のためには、ここからの集中した取組と目標とするレベルまで仕上げていくことが非常に重要になっています。

まずは、日常練習の場所や時間を確保できますよう、練習拠点となる施設の利用条件等に急な変更があっても、競技団体と連携しながら利用可能なほかの運動施設の確保を行っているところです。

また、チームの完成度を高めていくための練習試合や遠征に際しましては、その相手となる地域の感染者数の状況などを踏まえ、慎重に選び、県外へ赴く場合は、原則としてPCR検査などを実施するといったことで、安心して選手を派遣できる対策を講じているところです。加えまして、このような中でも開催される全国レベルの大会は、実力を測る貴重な機会となることから、十分な戦力分析が行えますようしっかりと準備して臨んでいます。その際には、大会前に目標とするパフォーマンスと技術、戦術などにおける強化すべきポイントを、大会後には明らかになった課題や改善策などを、それぞれ選手と指導者の間でしっかり共有するとともに、全国で勝つためのノウハウを

持ったアドバイザーの助言を積極的に取り入れ、強化対策に取り組んでいるところです。

今後もこのような取組を続けていくことで、開催まで限られた時間ではありますが、競技団体等と密に連携し、総力を挙げて効果的な強化対策に取り組み、天皇杯・皇后杯の獲得を目指してまいります。

次に、2点目、三重とこわか国体に向けて高めてきた競技力、これを国体後に低下させることのないよう、どのように取り組むのかという質問に対する答弁を申し上げます。

三重とこわか国体後の本県の競技力につきましては、平成25年に策定した三重県競技力向上対策基本方針やみえ県民力ビジョン・第三次行動計画等において、安定した競技力を維持していくことを目指しています。

そのためには、三重とこわか国体で得られた競技力のレガシーをその後の取組につなげていくことが大切です。

成年種別においては、企業・クラブチームがリーグ戦でしのぎを削り合う中、これまでの支援により、より上位を目指せるチームづくりが進み、国体参加への理解も深まりました。三重とこわか国体後は、リーグ戦での活動が主となることは避けられないものの、過密なリーグ日程の中でも、毎年の国体にできる限りベストメンバーで出場いただけますよう、引き続き、理解を求めていきたいと考えています。

また、就職支援により、先ほど議員からも御紹介がありましたが、多くのトップアスリートが県内に定着していただきました。これらの選手の国体での活躍は、雇用した企業にとりましても、様々に有益な面もあると思われます。今後も雇用いただいております企業に対し、こうしたメリットにも目を留めていただき、引き続き競技活動への理解や、できる限りの配慮や支援をいただくことで、選手が競技活動を継続できますよう働きかけてまいりたいと思います。また、スポーツ指導員につきましては、県としてはこれまで一生懸命三重の競技力のために力を尽くしてくれている指導員一人ひとりの思いや意向も尊重しながら、できる限り1人でも多くの選手が残ってくれます

よう様々な取組を進め、定着に努めてまいりたいと考えております。

一方、少年種別につきましては、テニス、ソフトテニス、レスリング、ウエイトリフティング、ハンドボールなど、以前からお家芸と言われていた競技に加え、水球、セーリングなどの競技も全国レベルのチームとして成長しています。三重とこわか国体後もこれらの運動部などに県内外の有望な選手が集まることが期待されます。引き続き、育成・強化を図っていききたいと思います。

また、三重とこわか国体において活躍した少年種別の選手は、今後、大学生や社会人となり、多くが県外に出ることが想定されますが、これまでも成年種別において、チームみえの主力選手として活躍してもらえるよう働きかけてきたところであり、引き続き、こうした取組を行ってまいりたいと考えています。

少年種別は、主力となる選手が毎年入れ替わり、実力の違いが出ることは否めませんが、こうした実力の不安定さを下支えするのになくしてはならないのがよき指導者の存在です。本県では、3年前からチームみえコーチアカデミーセンターとして、継続的に指導者の養成と、指導体制の確保に取り組んできました。その結果、平成30年の福井国体や令和元年の茨城国体でも成果を上げているところです。

今後は、これら指導者が資質や能力の維持・向上に努め、少年選手の育成、強化に一層、力を発揮していただき、さらには次代の指導者養成の役割を担っていただけるよう支援していききたいと思います。

こうした様々な取組を通じまして、三重とこわか国体のレガシーを生かし、県スポーツ協会、各競技団体、クラブチーム、運動部・ジュニアクラブ、県内企業、指導者など多くの主体と連携することで、目標の達成に向け、引き続き、競技力の維持向上に努めてまいりたいと考えています。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 私からは、スポーツ競技者特別選考について御答弁申し上げます。

教員採用試験のうちスポーツ競技者特別選考は、保健体育科の教員として勤務しつつ、部活動の指導者として活躍できる人材を採用することを目的に実施してまいりました。国際大会への日本代表としての出場や全国大会での上位の実績を有することを申込み資格としてまいりました。

このスポーツ競技者特別選考は、平成25年度から競技種目を指定して実施していますが、平成24年度に部活動の種目ごとの指導者の状況を踏まえ、インターハイ、国体に向け、どの種目で競技力向上のために新たに指導者が必要かを精査し、三重とこわか国体までに採用による補充が必要な種目と人数を取りまとめました。

これに基づき、平成25年度から保健体育科の一般枠の採用数の確保にも留意しつつ、配置に緊急性を有する種目から、順次、毎年度2名から4名を高等学校あるいは中学校の保健体育科教諭として採用してきました。平成28年度の採用試験からは、国体・全国障害者スポーツ大会局とも連携し、国体で競技者として活躍することを期待し、三重とこわか国体後も引き続き専門性の高い指導者となる人材を確保するため、トップレベルの競技実績を有する人材を採用してきました。

こうした平成25年度から令和2年度実施の採用により、8年間で17種目24名の指導者を採用することができ、当初必要と想定していた部活動における指導体制は、一定整ったものと考えています。また、平成30年度に本県を中心に開催されたインターハイにおいて、スポーツ競技者特別選考で採用された教員が指導する競技も含め、入賞数は52となり、平成以降、最高の成績を取めたところです。

現在、コロナ禍の中で高校生は夏のインターハイでの活躍、さらに三重とこわか国体に向けて専門性の高い指導者の下、懸命に日々の練習に取り組んでいます。県教育委員会としましては、三重とこわか国体が終了した後も次に続く三重の高校生が、精いっぱいスポーツに打ち込み、活躍できるよう、部活動の指導について、これまでに整備した専門性の高い指導者による枠組みを基本としつつ、採用選考試験におけるスポーツ競技者実績の加点制度を

継続し、引き続き、指導者として活躍が期待できる人材の確保に努めていきたいと考えています。

競技種目を指定して採用してきたスポーツ競技者特別選考については、今後、学校における部活動指導者の充足状況などを含めた、本県のスポーツ競技力向上の方向性も踏まえながら、その必要性について検討していきたいと考えています。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 局長、教育長、御答弁ありがとうございます。

辻局長におきましては、競技力向上の維持をしっかりとお願いしたいと思えます。特に、アスジョブみえ等で民間企業に、先ほど申し上げたとおり約200名の選手の皆さんが、お世話になっていただいている。だから、県が、そういう意味では企業にお願いするだけじゃなくて、率先して、指導員であったり、関係の職員もこれまでどおり、一人ひとりの思いを大切に、定着できるようにという、局長の答弁もございましたので、そのところを、三重とこわか国体後もしっかりと生かしていただきますようお願いしたいと思えます。

それから、木平教育長におきましては、17種目、国体までに採用していただいたということで、この一定の成果は感謝申し上げたいと思えます。一方で、一定整ったというのが私の認識とちょっと違って、違う種目、水泳も然りですけれども、まだまだ、競技力を高めていかなあかん部分がありますので、最後のお言葉を信じて、必要性に応じて検討していくという御答弁がありましたので、しっかりと今回のスポーツ競技者特別選考についての必要性をもう一度、吟味していただいて、今後もさらに検討していただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

そして、最後、知事にお伺ひしたいと思えます。

三重とこわか国体後の競技力強化について、知事の総括の御意見をいただきたいと思うんですけれども、企業でもスポーツでも同じで、やっぱりヒト、モノ、カネという部分はしっかりと充当していかないと、新しい血を入れて

いかないと向上していけないと思います。せっかく、2019年の茨城国体でようやく目標の10位台に三重県も入ったというところでございますので、これまで10年培ってきた競技力を、三重とこわか国体を生かしてさらなるステップアップというふう知事もおっしゃっていますので、このところも意を酌んでいただいて、三重とこわか国体後の競技力に関する総括の答弁をお願いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国体後の競技力向上について答弁いたします。

本県では、平成25年に競技力向上対策本部を設置し、私も本部長として先頭に立ち、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得とその後の安定的な競技力の維持を目標に様々な対策に取り組んでまいりました。

これまでの競技力向上の取組を振り返りますと、昭和50年の三重国体以降、県内で途絶えた競技を、チームづくりから始めたものがあったり、また、あまり注目されていなかった競技がここきて目覚しく成長したのもあったり、過去から実績のあった競技がいまや全国の中でも揺るぎない位置を築いているものがあったりするなど、9年にわたる競技力向上の長い道のりは様々な苦労はあったものの、着実に形となって現れてきたのではないかと感慨深い思いであります。

こうした成果は、これまで競技力向上のために県民の皆さんから多額の御寄附をいただけてきたことや県内の企業に多くのアスリートを雇用いただけてきたこと、さらには女子ラグビーチームのPEARLSのように、スポンサーシップの仕組みを民間が主体となってつくり上げ、こうした仕組みに基づいて、全国トップレベルのチームが自立して運営されてきたことなど、数多くの御支援に支えられてのものであることを忘れてはならないと思っています。このように、三重とこわか国体を契機に、県民の皆さんの本県選手・チームへの関心が高まり、競技スポーツを支える裾野が広がったことや、企業や個人の支えにより、自立して運営していけるチームが出来上がったことは、紛れもなく三重とこわか国体の競技力に係るレガシーです。

県としましては、こうしたレガシーを大切にし、その力もお借りしながら、一つは新たに定着していただいた選手を含め、本県選手の強化、二つ目は、三重とこわか国体を機に成長したチームへの支援、三つ目はジュニア・少年選手の発掘・育成・強化など様々な支援を行っていくことで、引き続き、安定した競技力の維持・向上を果たせるよう努めてまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） どうも答弁ありがとうございました。

今後のことも言っていただきました。チームの支援もしていき、ジュニアの育成もしっかりとしていくという力強い御答弁もいただきましたので、しっかりと三重とこわか国体を契機にステップアップしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、この質問を終わりたいと思っております。

最後に、デジタル社会の推進について、2点お伺いしたいと思います。

一つは、自動車交通量の常時観測システムの活用ということで、今回の新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、県内主要道路10か所に、AIカメラを配備していただきまして、県民の行動変化・注意を即時に促すことに大変有意義なものをつけていただきました。ありがとうございます。

そこで、お伺いしたいのは、この交通量の増減を毎週、公表していただいておりますけれども、ここは増えている、減っているというのは、見てのとおりでございますけれども、せっかく多額の予算を投じて導入していただいたわけですから、これを長期的に、時間軸とか季節間とか分析していただいて、自動車交通量の常時観測システムを生かしていただきたいと思うんですが、今後、これをどのように生かしていくのか、具体的な策を部長に、答弁をお願いしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 自動車交通量の常時観測システムの今後の活用についてお答えさせていただきます。

まず、現状でございます。

先ほど、議員から御紹介がございましたように、道路のA Iカメラにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、都道府県初の取組を進めているところでございます。具体的には、4月から4か所で運用を開始し、5月から10か所に展開、そして6月からは、交通量が増加しているといった傾向を踏まえ、この交通量と道路情報板を連動させる取組を開始させていただきました。

防災県土整備企業常任委員会におきましても議論がございまして、交通量だけではなくて、分かりやすいメッセージをといたような御指摘がございましたので、その工夫も含めて、6月から道路情報板と連動させる取組をさせていただいているところでございます。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策としてのデータ活用や県民への分かりやすい広報に全力で取り組んでまいります。

さらに、今後はA Iカメラの活用の幅も広げていきたいと考えております。具体的には、渋滞や交通安全等の交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討のほか、災害時の異常検知について、E T C 2.0の速度、加速度データなど、ほかの交通データとも連携しながら社会実装を目指してまいります。また、こうした活用やカメラの増設につきまして、計画的に進めるために、今年度内にこれらについて、中期計画を策定し公表してまいりたいと考えております。

県土整備部といたしましては、この分野において、全国を牽引するという意気込みで新たな活用にチャレンジしてまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 答弁ありがとうございます。

先ほど言われたとおり、全国初の試みでございまして、いろんな取組方があるかと思えます。そして、メッセージも常任委員会で意見が出たということで導入していただけるということでもよろしくお願ひしたいと思えますし、県土整備部だけじゃなくて、交通量ですので、県警本部とも情報を連携しながら、ぜひともこのデータ活用を、災害、防災、幅広く使っていただけます



ようによろしくお願ひいたします。

それでは、最後の一番夢のある話をさせていただきたいと思ひますけれども、夢と言ったら怒られますけど、空飛ぶクルマの事業化に向けた取組とワーケーションの連携ということでございます。

ちょっと時間が押しているので、早速フリップを御覧いただきたいと思ひますけれども、（パネルを示す）これ、県が公表している空飛ぶクルマのマイルストーンとそれに向かつてのアクションプランでございます。

ここの絵に描いてあるとおり、2023年には物を載せた空飛ぶクルマの物流事業化、2027年には人を乗せた空飛ぶクルマの事業化ということになっています。これを目指すためにどういうふうな県としてのアクションをしていきますかというのは、大まかなところで書いてありますけれども、受入環境の整備であったり、誘致に積極的な市町との連携であったり、そのようなことが書かれております。

そして、私がお伺ひしたいのは、2点なんですけれども、一つは、法整備の問題でございます。空飛ぶクルマは現状ですと、国土交通省所管の航空法が大きく絡んでくるわけでございますけれども、三重県も含め、地方が抱える交通や観光、物流、生活、人口減少等の地域の課題を解決するためには、やはり最終的にはパイロット不要の自動運転でやっていただくということが大切だと思います。そのために、現行のパイロットが運転するヘリコプターと同様ではなくて、それですと自由度が低くなりますから、企業の参入障壁も高くなるということで、やはり自動運転にしていくためにはどういうふうな法改正をしていくのか、県の立場から航空法の改正等をお願いしたいと思ひます。

もう1点の課題は、先ほどのフリップでも最後に言いましたけれども、市町との連携でございます。機運を醸成して、2023年には、まずは物を運ぶための空飛ぶクルマを事業化していくということでございますので、地域への受容性についてお尋ねしたいと思ひます。

そして、さらには、ワーケーションとの連携でございます。簡単にワー

ケーションとは何かということだけ、これ、お気に入りのフリップなので（パネルを示す）去年も使わせてもらいました。説明させていただきますけれども、ワーケーションというのは、ここにありますが、業務時間の制約をなく、そして場所も選ばない休暇地で仕事をするという意味でございますけれども、このワーケーションについては、三重県においては、伊勢志摩国立公園とか鈴鹿国定公園などで整備の予算も4700万円ついてあったり、ワーケーションのモデル的な取組、県外企業のサテライトオフィスの誘致として5000万円程度予算がついているという状況でございます。何が言いたいかと言いますと、このワーケーションのその地と場所とこの空飛ぶクルマの離発着を融合させて、今後展開をしていっていただきたいと思っておりますけれども、この点についても御答弁をお願いしたいと思います。

〔田中淳一最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長登壇〕

○最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長（田中淳一） それでは、空飛ぶクルマの事業化に向けた取組とワーケーションの連携について御答弁させていただきます。

県では、取組を計画的に進めていくため、2020年3月、三重県版空飛ぶクルマのロードマップを策定し、これまで空飛ぶクルマの飛行ルートの策定など、ビジネス創出に向けた環境づくりに取り組むとともに、空飛ぶクルマを想定したヘリコプターによる中部国際空港での実証実験のほか、事業者による空港等から県内へのヘリコプターによる移動サービスが提供されるなど、取組は着実に進んでいると認識しています。

一方で、空飛ぶクルマの実用化に向けては、まだまだ課題が山積しており、国や地域、関係事業者と連携しながら多面的に取組を進めていく必要があります。中でも、事業化に向けては、明確に規定されていない空飛ぶクルマに係る法制度の整備が必要とされており、昨年の夏以降、国において議論が進められているところです。また、ドローンが住宅地域などの上空での飛行を実現する制度改正が2022年度に向けて進められていますが、ドローン関係事業者にとっては大きな転換点となり、2023年の物流の事業化に直結していく

ものと考えています。

県としても、早期の制度改正を期待し、県内での事業化につなげていきたいと考えていますが、空飛ぶクルマという新しいモビリティを実用化していくためには、安心して地域が受け入れ、安全な飛行によって多くの方の利用を促していくことが不可欠です。そのため、国に対しては利便性の向上と安全性の担保を両輪とする法制度の整備を求めてまいります。また、地域に対しては、例えばドローンやヘリコプターに加え、空飛ぶクルマの実証実験が実現する際には、その機会を積極的にPRするほか、実用化に向けた取組状況やメリットをシンポジウムで伝えていくなど、地域における受容性の向上に着実につなげてまいります。

さらに、2027年の乗用の事業化に向けては、離発着場の整備を促進していく必要もあり、昨年度には実証実験等に適した離発着地域を市町と連携しながら検討し、飛行ルートを策定しました。空飛ぶクルマは、将来実用化されるモビリティであり、議員のおっしゃるとおり、ワーケーションに伴う人の移動の手段としても有効であると考えております。

また、ワーケーションの推進に当たっては、滞在施設からの交通機関が課題として明らかになってきています。そのため、例えばリゾート地域内の拠点となる鉄道駅周辺や主要施設での整備を促進することで、観光やビジネス、ワーケーションなど幅広い利用が可能となるよう、市町、事業者と共に検討を進めていきたいと考えています。

これらの取組を進めていくに当たっては、多様な関係者との連携を強化していく必要があります。そのため、三重県の取組を国内外へ積極的にPRすることによって、多くの関係者を三重県に呼び込み、空飛ぶクルマの実用化につながるよう取り組んでまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 時間が来ましたので、本当は知事に意気込みを聞きたかったわけですが、お願いしておきたいと思います。

2027年と言いますと、もうリニア中央新幹線が東京―名古屋間で開通する

ということもございますし、先般、アーバンエアモビリティイニシアティブ都市共同体と連携するということもございました。しっかりと2023年の物流の事業化、2027年の人を乗せた空飛ぶクルマの実用化に向けて取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

---

午後1時10分開議

## 開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。6番 小林貴虎議員。

〔6番 小林貴虎議員登壇・拍手〕

○6番（小林貴虎） 自由民主党県議団の小林貴虎です。今日も津の伊勢木綿を着用してまいりました。

今回も、事前にはほぼほぼ質問内容を既にお伝えしておりまして、最後に答弁の概要を教えてください、ということをお約束させていただいたんですが、昨日の時点で答弁の概要を教えたのは教育委員会からだけで、ほかの部局に関してはいつも質問を一つ飛ばしてでも、再質問でもしようかなと思っていたんですが、今朝になってばたばたと皆さんから教えて頂きましたので、想定どおり進めたいと思います。

まず最初、障がい者手帳のデジタル化についてお伺いしたいと思います。

令和2年7月に閣議決定されました世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画には、令和4年を目途に、マイナンバーカードの公的個人認証の活用により障がい者割引適用の際に障がい者手帳の提示が不要とできるように、デジタル対応を推進すると記載されております。

例えば各種税の減免、それから公営住宅、障害者雇用助成金などの行政手続などを行う場合、障がい者手帳の添付が必要ですが、マイナンバーカードによる確実な本人認証の下、マイナポータル経由で県の持つ障がい者情報を提示できれば、これらの行政手続が容易になるでしょう。

また、所持者が転居した際の障がい者手帳の住所変更や、ほか定期的な更新手続などの行政事務の簡略化を見込むことができ、行政にとっても、手帳を持っている方々にとっても利便性が飛躍的に向上すると思われれます。

(パネルを示す) マイナポータルを活用した様々な新しいサービスが内閣府において進められております。このことにより、令和2年6月17日から、自己情報取得APIの利用承認を受け、公的認証をされた障がい者情報を活用したサービスが民間事業者の開発したスマートフォンのアプリケーションによって提示されております。

これがまずですけれども、本人が望みましたら、マイナポータルで登録をして、民間事業者のこんなサービスを使いたいわということで、それに対応して、国なり県なりが持っているデータをマイナポータル経由で民間事業者に渡して、その後、サービスを受けられるという形になっております。

現在、無料のスマホアプリであるミライロIDというサービスが存在しまして、(パネルを示す) 紙の手帳のように破損することもなく、カード式のような記載スペースの限界もなく、非常に便利だということで、特に車椅子の使用や公共交通の減免といった受益度の高い身体障がい者の方々から利用が広まったようです。

令和2年10月19日には、このパネルですけれども、鉄道局により、各地方運輸局に対してミライロIDを障がい者手帳と提示することと同様に扱うようにという通知が出されました。

(パネルを示す) 別紙になりますけれども、ここに具体的にどのサービスなのかということが書いてございます。色が変わっているので分かりやすいと思います。

また、ほか文化庁から本人確認の簡素化の依頼文が(パネルを示す)全国公立文化施設協会宛てに出され、スマホを使った民間サービス、ミライロIDという別紙で示してありますが、手帳の提示と同様に扱うよう周知を求めているところではあります。

障がい者手帳とマイナポータルとの連携を障がい者手帳を持つ本人が望み、情報適用を要請すれば、県は県の保有している障がい者情報をマイナポータルから自己情報取得APIの要請に基づき提供できる環境をつくらねばなりません。

つまり、国の指定した全国標準の形式に県のデータベースを変更しなければならぬはずですが、その準備はできているのかをお伺いしたいと思います。

まず、身体障害者手帳、それから知的障がい者の療育手帳からマイナポータル及びデジタル障がい者IDへの対応状況を伺いたいと思います。あわせて、精神障害者保健福祉手帳の対応状況についてもお伺いします。よろしくお願いいたします。

[加太竜一医療保健部長登壇]

○医療保健部長(加太竜一) 障がい者手帳のマイナポータルとの連携に係る対応状況ということで、私のほうから、精神障害者保健福祉手帳についてお答えさせていただきたいと思います。

平成28年に施行されました、いわゆる番号法におきまして、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務処理につきましては、マイナンバーの利用が可能なものとされたところでございます。

国におきましては、先ほど議員からも御紹介ございましたように、マイナンバーを利用し、専用のネットワークシステムを用いて異なる行政機関等の間で個人情報のやり取りをする情報連携ですとか、自身のマイナンバーに関

する情報にアクセスできるサービス、マイナポータルが平成29年11月から本格運用されているところでございます。

さらにマイナポータルでは、行政機関等が保有している個人情報をも本人が指定する民間や自治体等が運営するウェブサービスに提供できる機能が追加されたところでございます。

精神障害者保健福祉手帳の発行システムにつきましては、既に県として、先ほど申し上げました情報連携や新たなサービスに対応するために必要な改修が全て完了しておりまして、マイナポータルと連携できる環境が整っているというところでございます。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） マイナポータルとの連携に係る身体障害者手帳と療育手帳の現状についてでございます。

身体障害者手帳の発行システムにつきましては、既に県として必要な改修が完了しておりまして、マイナポータルと連携できる環境が整っております。

また、鉄道運賃の減額区分をデータ登録できるよう、手帳の発行システムを追加で改修したところでございまして、今後、マイナポータルと連携したスムーズな運賃割引の手続が可能となります。

療育手帳につきましては、本年5月のデジタル改革関連法の一部施行によりまして、マイナンバーの利用が可能な事務として新たに規定されたところでございます。国は、1年後の令和4年6月からマイナポータルとの連携を予定しておりまして、本県におきましても、身体障害者手帳と同様のサービスが利用可能となりますよう、システムの改修を検討してまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

精神障害者保健福祉手帳も、それから身体障害者手帳も既に完了しておるということで、御本人たちが望めば、既にマイナポータルを経由して便利なサービスが活用できると、そして、療育手帳に関しては、この1年後を目途に改修を進めるということでお伺いしました。

これらの障がい者の手帳の窓口は各基礎自治体、市町ということになります。このデジタル化等も含めた市町との連携についても追加してお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 障がい者手帳情報のデジタル化に向けた市町との連携についてでございます。

障がい者手帳の申請や交付に関する窓口は市町が担っておりますが、マイナポータルとの連携を可能とするシステム改修は県において対応しております。

ただ、今後、マイナポータルの活用などを進めていく際には、窓口において申請者への制度の周知ですとか、受けられるサービスの丁寧な説明が必要になってくると考えております。

このため、これまでマイナンバーとの連携に関して、国から提供された情報などは市町と共有してきたところでございますが、一層速やかで丁寧な共有を図ってまいります。

また、現在、国において、障がい者手帳の申請手続のオンライン化が検討されておりますので、その実施に当たっても、市町と連携して、障がいのある方が適切にサービスを利用できるように対応してまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

デジタル庁が9月に創設されるということも含めまして、様々なサービスがよりユーザーにとって便利になるように、どんどんどんどん変化が新しくなっていますので、それに対応して、制度として受皿の県と、それから窓口の市町との連携も含めて、これからもしっかりと進めたいと思いますし、知らない方がやっぱりたくさんいると、せっかくできたサービスも使えなくなってしまうので、ぜひその辺も含めて、市町との連携を強化していただきますよう、よろしくお願いします。

最後ですが、県内でミライロIDを提示することで、手帳をお持ちの方が



割引などのサービスの提供を受けることができる施設として、Mi eMuが挙げられているようですし、たまたま昨日伺った県立美術館の美術にアクセスという企画展でも、入り口で障がい者手帳提示と並んで、ミライロIDの提示を受け付けておりました。

ちなみにこの企画展、視覚障がい者のために、触って絵を感じるができる工夫であったりとか、ブロンズ像に触れることができたりだとか、自閉症の方々にも美術に触れる機会を提供するなど、なかなか面白い企画でした。

ほか、民間の提供する手帳に代わるデジタル化された障がい者情報の提示が、今後拡大するだろうと思われませんが、県内施設や、ほか行政サービスにおいてミライロIDほか、デジタル障がい者IDを障がい者手帳を提示することと同様に、本人確認及び障がい者情報の確認としたこととして認めていくのかということに関して、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（中山恵里子）** デジタルによる障がい者手帳情報の活用についてでございます。

障がいのある方への割引サービスなどは、公共交通機関や公共施設をはじめ、様々な施設で行われておりまして、障がい者の社会参加や行動範囲の拡大にもつながる有意義な取組であると考えています。

その際、障がい者手帳の提示に代えて、ミライロIDなどスマートフォンのアプリを使用し、手帳の記載情報を提示して割引サービスを受ける方法は、障がいのある方の利便性の向上につながっていると思っております。

なお、県内では、御紹介いただきましたMi eMuをはじめとする文化施設のほか、県立みえこどもの城などにおいても同様の対応がなされています。

さらに、国においては、鉄道事業者が提供するインターネット予約サイトを通じた割引を利用できるよう環境整備が進められる予定であり、今後、様々な分野で障がいのある方にとって有益なサービスが拡大していくことが期待されています。

県におきましても、障がいのある方の利便性の向上につながる様々なサービスが御利用いただけるよう、当事者や御家族など、周囲の方々にも広く周知を図るなどして取り組んでまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

様々なニーズがあると思いますので、ぜひ当事者の方々からの聞き取りも含めて、必要なサービスを拡充していただければと思います。よろしくお願ひします。

次に行きたいと思います。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に関してお伺ひします。

5月21日、教職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律が国会において全会一致で可決されました。

去年末、教職員免許法の改正を断念する旨の発表が文部科学大臣からあり、報道され、多くの保護者や関係者が非常に落胆をしました。

このことを受け、我が県議会においては3月に議会で意見書を提出し、全ての議員に賛同をいただきました。改めまして皆さんに感謝を申し上げたいと思います。

同意見書では、教職員免許法の第5条の改正を主眼に置いてきましたが、今回成立した法律は、単なる現行法改正でなく、一層よく練られたものになっています。

わいせつ行為により懲戒免職処分を受けた教員の免許剥奪、データベースの構築、再交付申請時におけるデータベースの閲覧、過去の懲戒事由の調査の義務化といった事務手続的な内容にとどまらず、本法は第1条において、その目的を児童生徒等の権利利益の擁護に資すること、と定めています。

第2条の定義では、児童生徒性暴力等とは何かを明確にし、単にわいせつ行為ではなく、児童生徒等に性交等を行うこと、または児童生徒等をして性交等をさせること、児童買春、児童ポルノに関わる行為、児童生徒等を著し

く羞恥させ、もしくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事、つまり言葉による性暴力も含まれているというわけです。

ほか、体に触れること、撮影すること及び撮影機器を差し向けること、設置することといったことまでしっかり網羅されています。

また、基本理念第4条第4項には、教育職員等による児童生徒性暴力の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由となり得る行為であるのみならず、児童生徒及びその保護者からの教職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑みと明記されており、学校関係者による性暴力に関して適切な対処を行わなければ、学校や教員の信頼を傷つけることを明記しています。

同じく第4条第2項では、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず児童生徒性暴力等を根絶することと本法の目的を性暴力の根絶であることを明確にし、そのために、第4条第3項において、被害児童生徒の迅速な保護、第4条第4項において教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置が必要であるとし、本法の目的を適正に実施するためには、第4条第5項、児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方自治体、学校、医療関係者、そのほか関係者の連携の下、つまり学校関係者だけでなく、広く様々な専門家の力を借りて行わなければならない、つまり義務として書いております。

さて、その上で、まずお尋ねします。

第22条第2項では、都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。同第23条第2項、都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関しては、必要な事項は文部科学省令で定める、と書かれています。

一義的に授与、不授与の決定を下すのは教育委員会であるものの、同審査会の意見を聴かなければならないという義務規定があり、現時点でこの審査

会がどのような審査基準で、どんな根拠で審査の末、不授与相当とする答申を返すことができるのか、また、その答申にどこまで決定権者が従う義務を有するのか、また拘束力があるのか明らかになっておりません。

教育職員免許状再授与審査会の審査の判断基準が47都道府県で異なるようでは、本県では不授与だったものが、隣の県では授与されるということが起こり得、混乱が生じることが予測されます。

また、性暴力を行った元教員が他県で免許を再交付され、本県に移住し、就業することができるようでは、本法の性暴力の根絶という目的を達成することは考えられません。

国は今後基準を示すということですが、この審査会の権限や不授与の根拠など、教育委員会側からの意見をお伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

**○教育長（木平芳定）** わいせつ行為で失効した教員免許再交付の判断基準等について御答弁いたします。

児童・生徒を守り育てる立場にある教職員がわいせつ行為を行うことは、決してあってはならないことです。

懲戒免職により教員免許が失効し、その後3年以上経過してから申請があった場合は、教育職員免許法の規定に基づき、免許状が再授与されることとなっています。

今般の法律の制定により、児童・生徒への性暴力等により懲戒免職となった場合は、失効の原因となった行為の内容を踏まえ、改善更生の状況その他、その後の事情により、再び免許状を授与するのが適当と認められる場合に限り、再授与審査委員会の意見を聴いた上で再授与ができるという枠組みになりました。

このことは大きな制度改革であり、今後、教員免許の授与権者である都道府県教育委員会が大きな責務を担っていくことになるかと認識しています。

一方で、教員免許はどの都道府県教育委員会に対しても申請を行うことが可能であり、授与されますと全国で効力を有することから、都道府県により

再授与の判断に差が出ると、子どもたちが安全・安心に学べる環境が脅かされるおそれがあります。

このため、6月初めに県教育委員会が文部科学省へ行った提言において、各都道府県が再授与の可否を適切に判断するためのガイドラインを示すよう、要望したところです。

再授与審査委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、文部科学省令で定めるとされていることから、今後も国の動向を注視しつつ、実効性のある制度設計となるよう、様々な機会を捉え、国へ意見を伝えるとともに、ちょうど7月に全国の教育長が参加する会議がありますので、こうした場での意見交換などを行い、実際に省令が制定された際には、適切に運用できるようにしていきたいと考えています。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

同法律に関して、次に移りたいと思います。

本法18条の教職員等による児童生徒性暴力等に対する措置では、保護者を含めた関係者による学校設置者への通報に基づき、すなわち性暴力と疑われる事案が発生した場合、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、学校設置者、すなわち市町教育委員会なり県教育委員会に報告すると書かれております。

また、事実の有無の確認を行う際、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならないという条文が加えられています。

国会での審議の際、性暴力被害を受けた児童・生徒に配慮した調査体制の整備を求める意見が出され、これに対し萩生田文科大臣は、調査に当たる専門家の役割や調査協力の在り方、公平性、中立性の確保の留意点など、大臣が定める基本方針などを通してしっかりと示すと答弁しており、このやり取りを反映したものと思われます。

仮に性暴力が事実であれば、心理的負担を抱えている被害者が聞き取りに

よって新たな傷口を負うようなことになってはならない。とても繊細な対応が求められるわけで、経験のある専門家の手を借りることを前提にした記述だということは明白だと考えます。

基本理念の第4条第5項にあるとおり、本法に定める施策遂行において、医療関係者そのほか関係者の連携の重要性が書かれていることや、第18条の確認の措置に関する条文にも、教職員等による事実確認の措置を行うことと書かれていること、また第9条では、学校の責務として、性暴力の疑いがあった場合は、早期発見及び迅速な対処の責務を有すると書かれていることを踏まえ、性暴力が行われた可能性が発生した場合、事実確認の措置においては、初動の段階から性暴力に関する知識や経験を有する者や、状況に応じて医師、警察、弁護士など様々な専門家など、知識を有する者との連携体制での対応も求めていると本法が示していると考えるが、見解をお伺いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 御答弁申し上げます。

性暴力等の事実把握につきましては、被害児童生徒や保護者の心理的負担が大きいことから、スクールカウンセラーによるケアや事案によっては医療機関からアドバイスを受けたり、事実確認の進め方などにつきましても弁護士から助言を受けたりしていますが、被害児童生徒や保護者に対して十分には行き届かなかったものもありました。

今回の法律において、性暴力等の事実確認に当たり、児童・生徒の人権と特性に配慮する旨が規定されましたことから、今後、その趣旨を踏まえ、被害児童生徒や保護者の気持ちにしっかりと寄り添っていけるよう、専門的な知識を有する方や関係機関の協力を得て、一層適切な事実確認に努めていきたいと考えています。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

誠に残念なことですが、昨年度においては、三重県内で3件事例が報告されて、また、この萩生田文科大臣の話が出てくる前、3月ぐらいでした

か、埼玉県で、過去に三重県で懲戒免職になった方が、13年間にわたって講師として現場にいて、最終的に採用される段階において、データベースができた関係で過去の事例が発覚して、ちゃんと正確に過去の事例を報告しなかったということで、採用がなくなったというニュースもありました。

我々三重県に、残念ながら関わりがあることだということも踏まえて、これから、現場の方々の皆さんは当然同じ思いでおられると思いますし、一生懸命、真面目にしている方が、こういった一部の方々によって全体を毀損されるようなことがこれからあってはならないと思いますので、ぜひ厳格な処置、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次に向かいます。

児童相談所のA I、A i C A Nについてお伺ひしたいと思います。

三重県が昨年本格導入をしたA Iを活用した児童虐待対応システムA i C A Nに関してお伺ひします。

現場に向かい、子どもの状況を入力することにより、過去の類似事例をデータベースから検索し、現場に居ながらこれを閲覧することが可能になり、また、累積した事例の中から一定の特徴を基準に、重篤度、再発確率、対応日数を評価し、総合的なリスクの確率を示すことができるものだと確認しております。

最終的に対応している職員は、いかにして子どもの安全を確保するか、場合によっては、一時保護も含めた重要な判断をするに当たって、類似ケースとの比較や解析結果は、一定の確信をもって判断を下す助けになると思われま

す。また、入力した内容や画像を現場に居ながらにして児童相談所にいる上司と容易に共有することが可能になり、相談することができるようになったとも伺っています。

結果、その判断が正しいのか、もしかしたら誤った判断をしたんじゃないかという心理的負担を軽減する効果があるだろうと思われま

ると考えております。

まず、A i C A Nの導入による効果をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 児童相談所におけるA Iシステム導入の効果についてでございます。

県では、平成24年に発生いたしました子どもの虐待死亡事案を受けまして、児童の安全を最優先に考える、一時保護をちゅうちょしないなどのポリシーを改めて確認いたしましたして、児童虐待による重篤な事例を発生させないことを目的に、子どもの傷やあざの場所など、緊急出動や一時保護を検討すべき項目をチェックリスト化した独自のリスクアセスメントツールを開発し、運用してまいりました。

御紹介いただきましたA i C A Nは、この取組で蓄積いたしましたリスクなどのデータをA Iで解析し、職員の知識や経験にかかわらず、適切な判断を行うための支援のツールとして構築したシステムで、令和2年7月から県内全ての児童相談所で運用しているものでございます。

本格導入から1年ほどの現時点の効果といたしましては、まず、対応の迅速化、効率化がでございます。こちらについては、議員も御紹介いただいたかと思ひますけれども、現場の職員が児童相談所内にいる所長などにデータを送信し、情報共有を行うことで、速やかな意思決定による早期の対応が可能となりました。

さらに、記録の入力がリアルタイムでできるようになったことで、通告からの一連の初期対応にかかる時間が大幅に短縮することもあり、その分、より処遇が難しい他の案件により丁寧に関わることが可能になっています。

次に、判断やケースワークの質の向上の視点の効果といたしまして、子どもの安全に関するシミュレーション機能を用いたリスク評価によりまして、対応の優先順位づけが的確にできるようになり、さらに、過去の知見に基づいて、子どもの年齢に応じた質問の目安が示されるなど、子どもに合わせた



工夫ができることで、対応の幅も広がっております。

また、経験の浅い職員には、こうした機能を活用して、子どものリスクにつながる事項を事前に把握し面接に備えるといったように、自ら学習する姿勢も見られ、人材の育成にもつながっていると考えております。

今後も、多くのデータの蓄積やA Iを活用したケースワークの内容の検証、フィードバックを継続することでA Iシステムの精度の向上を図るとともに、よりの確かな判断ができる人材の育成にしっかりと取り組んでまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

I C T機器を持ち歩くということでの迅速化、効率化といったことであつたりだとか、シミュレーションによって様々な状況を解析して、職員の判断の精度が上がるということで、いわゆるこの現場で活用されて実績を上げている、三重県の中のD Xの好事例だと私は実感をしております。

県児童相談所は最先端のD Xを実現したということですが、しかし、児童相談所とふだんから連携を取っている基礎自治体での現実はずしもそうではないというふうに向っています。

例えば学校の担任、ないしは養護教諭が、虐待の可能性がある実態、状況を確認したとします。養護教諭は児童虐待が現在増加していることから、多くの研修を受けているはずですし、虐待があるか否かを判断する能力は高まっているとは思われますが、一方で、過去のケースを検索するデータベースも、A Iの解析も現在存在しておりません。

次に、養護教諭が虐待の可能性があると判断した場合、学校の管理者にまず相談し、校長や教頭が相談の必要があれば、市町に相談し、その上で必要であれば、一時保護も念頭に置いて児童相談所に相談するか、あるいは児童相談所に相談せず現場で対応し、改善を図るのかという判断をするというふうにお伺いしました。

ここでもその判断のプロセスにおいて、過去の類似事例を検索したり、解析したりという工程はなく、全くアナログなままです。

現在、個別でアセスメントシートのようなものを作成し、判断の一助にしている基礎自治体もあるというふうに伺っていますが、これはほかの自治体と共有されているものではありません。

それぞれの自治体で発生した事例を記録するデータベースはあるようですが、これは県児童相談所と共有されているわけではありません。自治体間の事例共有がなされているわけでもないということです。すなわち、県及び県下各基礎自治体が、それぞれ独立したデータベースを運用しているということです。

デジタルトランスフォーメーションによる利便性や業務精度の向上、簡素化、迅速化といった結果を実現するために、広く情報が共有できるようにすることは、DXを進める上で大前提、基礎にある部分だと考えています。

だから国のDXは、さきに挙げた、例えばデジタル障がい者IDのように、国が全国共通のフォーマットを定め、各自治体に一定の強制力を持って標準化を指示する必要がある、これにより自治体間のデータの共有、すなわち横串、そして国、県、基礎自治体といった縦軸でのデータの共有、すなわち縦串を通すことが可能になり、そこにこそDXの根本的意味があるわけです。

しかるに、三重県の児童相談所におけるDXは、県の組織の中では成果を上げているものの、子どもの現場に日々直面し、児相と連携を取っている基礎自治体との間でのDXまでには至っていない、すなわち、縦串が通せていないというのが現状だと思います。

仮に津市だけが手を挙げて、AI開発会社と契約を結び、データの蓄積を行い、独立した新たなAI解析アプリを作ったとしても、県とのデータの連携もなく、ほかの自治体との共有もないということで、これはDXとは言い難いです。

県が子どもの命を守ることはもとより、本来、子どもが享受すべき、愛され、安心して育つことができる環境を今以上に整えていくためにも、県と県下29基礎自治体とデータ共有による今以上の密接な連携を構築し、県と基礎自治体とが一体となって虐待の防止、早期発見、早期対応をしていくことが、

県児童相談所がスタートしたDXを次の段階に進めるのではないかと考えます。

自由民主党青年局に所属する各市町の議員に尋ねました。もちろん議会で質問を行い、執行部にAI導入の必要性は訴えますが、やはりこういったことは、県から市町にしっかりと要請を出してほしいというのが切実な声でした。

基礎自治体の現場の判断と対応の精度が上がれば、状況が重篤化することを防ぎ、県の児童相談所が対応しなければならなくなる前に解決できるケースも増えるでしょう。

また、基礎自治体の児童相談所への相談の必要性を判断する精度が上がれば、何でもかんでも児相に相談するという事態をなくし、県児童相談所としても対応すべき重篤なケースに人員も時間も注力することができるでしょう。

対応事例が増加し、一時保護所の物理的空間にも限界が来ており、施設の増設や拡充の必要性が出てきているとも伺っています。

県児童相談所の進めてきたDXの次のステップとして、県下29市町との共通のフォーマットによる情報共有による連携、蓄積された事例の解析による対応と状況改善の精度の向上を図ることが、さらに三重の子どもを守り、また成育環境を改善していく施策を大きく進めることになると思いますが、見解をお伺いします。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（中山恵里子）** 市町とのシステム連携により虐待相談への対応力を向上させることについてでございます。

児童虐待の通告を受けた市町は、子どもや保護者等の状況を調査し、市町のみで対応が困難であると判断した場合は、児童相談所に対し、調査した情報の詳細を、主に現在、口頭により送致しております。

県と市町が児童の情報を共有する際に、その正確性、迅速性を向上させるには、ICTの活用が極めて有効であると考えております。

国は、迅速な情報共有の必要性を重視し、本年9月1日から全国の児童相

談所に情報共有システムを導入し、要支援児童の転居情報、居所不明の児童に関する情報について共有を図ることとしました。

このシステムは、今後、市町村にも展開し、児童相談所と管内市町村の情報を共有する方向性が示されています。

さらに、国として、児童虐待対応におけるA Iの利用についての検討も始まっており、本県も検討委員会に参加して、三重県のA Iで蓄積したデータや成果、ノウハウ等が全国統一のツールに活用されるよう働きかけているところでございます。

県としては、これらの国の動きを注視しながら、県がA Iを活用する中で得られた成果や気づきを踏まえて、今後の市町との一層の連携に向けた方策についても研究、検討し、市町と共に県全体の児童虐待相談対応力の向上に努めてまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

現時点で、先ほど答弁いただいた全国の情報共有、いなくなった児童であったりとか、そういったものを調べるといことで共有するという話はもう既に進んでいるということで、それはそれで一つ重要なところなんですけれども、やはり三重県が何よりもほかにぬきんでてすばらしかったのは、やはり解析をして、そして児童相談所の職員、結構仕事が大変ですから、入れ替わりもありまして、新たな人たちがまた研修して、能力がなかなかまだ成熟していない方でも現場に出ていかなきゃいけないということがある中で、上司とも直接連携が取れる、あるいは様々なサジェスションが出てくるというものは、対応の精度の向上ということで非常に大きかった、こここそが一番大事なところなのかなと思うわけです。

なので、先ほども後半でお話いただいたように、国もA Iの利用に関して検討を進めているということでしたし、その中で、三重県の経験者が様々な形で働きかけをしてくれているということなので、三重県初のこのA Iシステムが全国的に広がりを見せて、この三重県だけでなく、もちろん三重県だ

けがよければいいわけじゃないわけですから、全国的に子どもを守れる環境が今以上に充実していくことを期待しております。

さて、次に行きます。

今までにないぐらいとんとんと進んでいるので、非常に驚いております。

障がい者による文化芸術活動の推進についてお伺いしたいと思います。

平成30年、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布、施行されました。

この法律の第1条、目的の最後に、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする、と書かれています。

この法律の施行を受けてのことだと思いますが、昨年9月に三重県障がい者芸術文化活動支援センターが設置されました。

まず、このセンターの機能と役割、それからこの1年間の成果をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（中山恵里子）** 三重県障がい者芸術文化活動支援センターの機能、役割、成果についてということでございます。

県では、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進し、地域における障がい者の多様な活躍の場を広げていくことを目的といたしまして、昨年9月に三重県障がい者芸術文化活動支援センターを設置いたしました。

このセンターでは、障がいのある方が絵画や書道、演劇などといった文化・芸術に親しみ、表現活動が行えるよう、多様な発表の機会の創出、芸術文化活動に関する相談体制の構築、展示や公演などの情報収集・発信を行うこととしております。

令和2年度は、コロナ禍ではございましたが、感染防止対策を徹底して、11月に2日間、三重県障がい者芸術文化祭を開催し、発表の機会を確保しました。

また、相談体制の構築に向けて、芸術文化活動を行う障がい者や事業所な

どの相談支援を担うアートサポーター13名を登録するなど、取組を進めました。

本年度も、引き続きアートサポーターの登録を推進するとともに、その皆さんのネットワークや専門性を生かして、芸術文化活動に取り組む障がい者の掘り起こしですとか、障がい特性に合わせた創作環境づくり、技術向上への支援、作品の魅力を引き出す展示方法への助言を行ってまいります。

また、三重とこわか国体文化プログラムとして、障がいのある方は誰でも参加できる芸術文化祭に加えまして、より芸術性の高い、自由から世界が始まるアート2021三重展を民間団体と共に開催することとしております。このほか、企業や民間団体等と連携し、企業の交流スペースなどを活用した作品展示、ホームページでの作品紹介などにも取り組んでまいります。

今後も、こうしたセンターの取組を通じて、広く県民の皆さんに障がい者の芸術文化活動を知っていただくとともに、裾野のさらなる拡大を目指してまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 障がい者の芸術活動に尽力されてきた方に話を伺いました。例えば絵画であったり、陶芸であったり、創作物を作っている障がい者の方々、あるいはその周辺の方々、各種の展示会への出展、出品の機会の確保を望んでおられると言っておられました。

三重県には、例えば私の家内も所属していますけれども、三重県洋画協会といった団体があります。この所属する方々は、画家や芸術家として既に経験をお持ちで、成功してみえる方々です。

どのような画壇に登録し、どのような公募展に出展し、どんな賞を目指して、どうやってステップアップしていくか、非常によく御存じです。

もちろん彼らは障がい者ではありませんけれども、文化芸術活動の専門家の方々です。特に作品を作成し展示している障がいをお持ちの方々のニーズに応えられるのは、こういった文化芸術活動の専門家なのではないかというふうに感じています。

また、創作技術の向上のアドバイスなども、創作活動をしている障がい者及びその周辺の方々が欲しているサポートだと、先ほどの答弁にもあったとおりです。

やはりそういったその技術面での具体的な指導というものも、やはり既に文化芸術活動で成果を上げられた方々ではないかというふうに感じています。

障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律も、また三重県障がい者芸術文化活動支援センターも、障がい者の文化芸術活動を通しての社会進出を進めるためのアドバイザーであったり、コーディネーターの育成が目標の一つに掲げられています。三重県で活躍されている文化芸術活動の、例えば音楽活動や舞台芸術も含めた専門家にこそ協力いただくべきではないかというふうに感じております。

すなわち福祉施策というよりは、どちらかという文化事業のウエートのほうが大きいのではないかと考えています。

障がい者としてではなく、新人芸術家あるいは文化活動家として対応することが、本法の示す能力の発揮と社会参加の促進なのではないかと考えております。

(パネルを示す) これ、平成30年6月13日、法律が通った後の文科省社会援護局からの都道府県知事宛てに出された通知です。

この通知には、各自治体の文化行政担当部局と障害保健福祉部局の連携の上、文化芸術活動のより一層の推進に取り組んでいただくとともに、貴管内市町村をはじめ、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたしますというふうに書かれています。

同様の通知が、文化庁より各都道府県教育委員会に対しても出ていることが、この通知に示されています。

この通知のとおりですと、三重県の場合、子ども・福祉部と、それから環境生活部、農林水産部の連携が求められていると理解しております。私、環境生活農林水産常任委員会の所属なので、ここではお伺いしませんが、常任委員会でお伺いしたいと思っておりますけれども。

そこで、子ども・福祉部にお伺いしたいんですが、障がい者の文化芸術活動の向上と社会参加の促進を目的とした子ども・福祉部と環境生活部の連携は取れているのか。また、県下の各種文化芸術団体と同センターとの現時点での協力の有無及び今後の対応をお伺いしたいと思います。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 芸術文化に関する関係部局との連携ですとか、芸術文化団体との協力関係ということでございますが、障がい者の芸術文化活動を推進していくためには、芸術文化団体をはじめ、学校や民間企業など、福祉の分野に限らず、関係者との連携強化、ネットワークづくりが重要であると認識しております。

そのため、環境生活部と連携いたしまして、県内の芸術文化団体に対して、障がい者の活動などについての情報発信を行うとともに、アートサポーターへの登録についても依頼するなどしながら、今後、それぞれの関係者とのどのような連携ができるか、御協力いただけるかを検討していきたいと考えております。

また、各種イベントですとか、商業施設を活用した障がい者の芸術文化活動の紹介や発表機会の提供など、他部局とも連携した取組について幅広く検討してまいります。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

部局間連携というのはとっても重要ですので、繰り返しですけれども、絵画や陶芸といった、御本人はそこにおられない、だけれども作品が表に出ていく、これも社会進出ではあるわけですが、やはり御本人が社会に出られて、そして実社会の中で、芸術活動以外も含めて、様々な社会活動を当たり前のようにできる環境をつくるのが大事なのかなと感じております。

そこで、実は先般、自由民主党青年局の全国研修で、NPO法人スローレーベルの理事長の栗栖良依さんという方の講演を伺う機会がありました。この方御自身が成人した後に骨肉腫を患われて、現在、右下肢機能全廃の障



がい者ということです。

それまで芸術活動をしておられたんですけども、その経験と障がい者としての御自身の立場から、アーティストと障がい者のものづくりブランド、スローレーベルというのを設立するということになります。

この方は、実は2016年にリオデジャネイロ五輪の閉会式において、障がい者と健常者が一緒に登場するパフォーマンスアートを披露しておられます。車椅子の方であったりだとか、あるいは視覚障がい、あるいは発達障がい、見て分からない方も含めてなんですけれども、合わせて、おおよそ半数の方々が健常者というような形で、共に舞台活動を発表するということですね。

それと似たような形で、この団体、ソーシャルサーカスプロジェクトという企画を運営しておりまして、企画の内容が非常に興味深くて注目しております。サーカスですので、ジャグリング、ダンス、空中芸、クラウンといった、常に技術として習得している方が中核におりまして、そこに障がいを持った方、当然できない人、それから健常者、この方たちもやったことがない人と共に、一緒に習得して、一緒にパフォーマンスし、発表するということです。

これで重要なことは、技術を磨いていくプロセスにおいて、健常者と障がい者の方々が危険を伴うパフォーマンスを修得しながら信頼関係を築き、チャレンジ精神が磨かれ、コミュニケーション能力が向上し、自尊心も芽生えるのだということです。

彼女が言っていた一言で印象に残っているのが、背中を押すとか、手を引っぱる、要するにはほかの方たちがあれをしましょうよ、これをしましょうよということではなくって、壁を乗り越えるのは本人だと、障がい者本人ですね、本人が挑戦しようとするときに精神的に安心して、要するに委ねられるということですね、安心して挑戦できる物理的環境をつくることができるか、これが社会進出の要なんだという話でした。

また、健常者も障がい者と密接に関わることで、プロジェクト終了後も、一般社会においてどういった障がいを持っている人にどんなサポートが必要

か、理解するきっかけになったと言います。

障がい者の専門家ということではなく、でも、少しだけでも障がい者のことを知っている人たちが数多く社会に輩出されれば、社会環境が変わっていくんだというお話でした。

これ、実は似たような話を、私の親しくしている発達障がいに関わっている人からも伺っています。よく知っている人が少しいるんじゃないかって、ちょっと知っている人がいっぱいいるという感じですね。

ですので、三重県障がい者文化芸術活動支援センターにおいては、障がい者の社会進出を促すという目的のため、広くいろいろな方を巻き込んでいくことに意識を置いて、今後の活動に生かしていただきたいと思っておりますので、意見として述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

最後、行きます。

令和元年5月24日に、総務省自治行政局選挙部長から、各都道府県選挙管理委員会委員長に宛てられた投票所入場券について、という通知があります。

ここには、投票所または期日前投票所に選挙人が入場券を持参しない場合には、身分証明書の提示を求めることが有効だというふうに書かれています。

令和元年の通知には、平成30年の通知にはない、身分証明書の後に、具体的にマイナンバーカード、運転免許証など記載されています。これにはそれぞれ写真がついていることは皆さん分かると思います。

また、なりすまし投票を行うことは公職選挙法第237条に規定する詐欺投票罪に当たるため、投票所入場券を持参した場合でも、本人確認のため、身分証明書を求めることもあり得ることから、この旨も周知することと書かれています。

これは、公職選挙法第33条に定める1人1票制度を前提に、公正な投票環境の整備徹底を求める通知であり、第48条の2第2項に定めるとおり、特に期日前投票において、重複投票を防止する措置を講じる義務を有していることが根拠になっていると思われます。

伝統的な投票日に、日曜日ですね、居住地域近くに指定された投票所で投

票を行う場合は、伝統的に自治会長とか地域の方々が投票所に詰めておられて、どこの町の誰さんが来た、来なかったという確認が可能でした。

しかし、期日前投票の拡充が進められ、投票率の向上という正の成果があった一方、投票所で行われていた伝統的な本人確認が機能しなくなったことを理解することはそれほど難しくないと思います。

この事実が、国が身分証明書の活用をこれまで以上に厳格に求める通知を出すことになった背景にあるということは想像に難くないでしょう。

この通知が都道府県の選挙管理委員会に出され、貴都道府県内の市区町村の選挙管理委員会の周知を含め、適切に運用されますようお願いいたしますと書かれていることを踏まえ、三重県選挙管理委員会事務局として、投票所、特に期日前投票所での本人確認、場合によっては身分証明書の提示がどこまで徹底されているか、把握されているかを報告いただきたいと思います。

私は、事前の聞き取りでこの報告、既に拝見しております。29市町中、最初から写真つき身分証明書の提示を求めている自治体が二つ、とはいいいながら、所持していなくても、口頭での聞き取りで矛盾がなければ投票を許可しているということです。

圧倒的に多くの自治体は、宣誓書に住所や名前を記述させることで本人確認としています。言い換えれば、住所、名前などを記憶しておけば、年格好など外観に矛盾がなければ投票できてしまうことにほかなりません。

写真つき身分証明書の提示は義務づけられてはいないものの、現在の本人確認の状況は随分心もとないように思います。法律に定められた1人1票制度の公正さの確保のため、どのように周知と適切な運用を図っていくのか見解をお伺いしたいと思います。

〔富永 健選挙管理委員会委員登壇〕

○選挙管理委員会委員（富永 健） 投票所における本人確認についての御質問でございます。

投票は、公職選挙法に基づいて市町選挙管理委員会の管理の下で行われており、投票時の本人確認の方法は、投票所入場券を持参して投票に来られた

方については、選挙人名簿と入場券を照合して行うこととされています。

また、投票所入場券を持参せずに投票に来られた方については、入場券を持参していないことを理由として投票を認めないことはできないため、生年月日や住所などをお聞きし、本人確認を行うこととされています。

総務省が国政選挙や統一地方選挙の都度、発出する通知文書がありますが、令和元年の参議院選挙の際の通知では、本人確認の方法として、新たにマイナンバーカードや運転免許証など、写真つきの身分証明書の提示を求めるとも有効であると加えられ、その旨、県内市町選挙管理委員会に周知を行いました。

県内市町では、基本的には生年月日などをお聞きして本人確認を行っており、それでもなお確認が困難な場合について、写真つきの身分証明書の提示を求めるなどの対応を行っています。

県選挙管理委員会としても、総務省の通知のとおり、本人確認の方法として、写真つき身分証明書の提示を求めるとも有効と考えており、選挙時の会議や市町と県との勉強会などの機会を活用して、市町選挙管理委員会に対して周知していきたいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 御答弁ありがとうございます。

法律で義務づけられていない、これももちろんよく承知しているわけですが、しかしながら、一方で、住所、氏名、生年月日を記憶していれば、本人確認として十分だというのはやはり無理があるように思います。出国するときのパスポートなんかでもそうですし、銀行での本人確認なんかも併せて考えてみれば、火を見るより明らかじゃないかと思います。

ただ、これはここでやっても仕方がないことなので、今回の答弁を踏まえて、引き続き国に働きかけをしていきたいと思っております。

さて、期日前投票で先ほどもお話にありました、広く採用されている宣誓書ですが、（パネルを示す）投票所で混乱を、混雑を生む原因にもなっております。座って、ボールペンで宣誓書に住所、名前、投票日に投票できない

理由などを書くだけで、数分を要します。

期日前投票を希望する方々が、昼休みあるいは就業時間後の限られた時間に、平日ですから殺到し、さらに、例えば前日もそうでしたけれども、悪天候に見舞われた場合はひどく待たされ、不快な思いをされたという声をよく聞きました。

ましてや現在、コロナ禍、狭い空間での密集を避ける努力が必要だと思います。

正確な本人確認と迅速な事務処理、二律背反する目的を遂行せねばならない現場において、実に理想的な解決方法を見いだした自治体があります。これ、三条市というところなんですけれども、平成27年からやっているということです。

マイナンバーカードを提示して、本人確認するのと併せて、その段階で既に必要事項、住所、名前、生年月日、もう当然本人確認できているわけですから、マイナンバーなので、なりすましできません。

そこで、必要な事項を既に入力した段階で、この宣誓書を出力して、本人はそこにサインするだけという形で本人確認をし、職員の事務作業も簡略化され、投票に要する時間も短縮され、非常にスムーズだということです。

実に有効な手段だと思うんですが、これはもちろん県が各市町にやりなさいというものでないことは重々承知した上で、推奨すべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。よろしくお願いします。

〔富永 健選挙管理委員会委員登壇〕

○選挙管理委員会委員（富永 健） お答えいたします。

県選挙管理委員会といたしましては、議員もおっしゃられた事例も含め、全国の先進事例の把握に努め、市町選挙管理委員会に情報提供したいと考えております。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） 随分あっさりした答弁いただきまして、ありがとうございます。

マイナンバーカード、様々な活用がこれからも広がっていくと思いますし、いろんな工夫されている自治体があると思いますので、こういった形で利用が拡大されればいいんじゃないかなと思います。

さて、非常にスムーズに進みまして、3分残しましたので、この「つ」について、おまけを少し付け加えたいと思います。

これ、左手で「つ」なわけですけども、右手加えると「つ」、「し」になります。これ、私のオリジナルではなくって、商工会議所青年部のネタです。

もう一つありまして、JCネタがあるんですけども、随分前に、Z市宣言というのがありました。平仮名でも「つ」、片仮名でも「ツ」、漢字でも「津」、でもアルファベットだとTSU3文字じゃないか、1字にしようかということで、「Z」ということで、Zに見えます、Z市宣言というのがありました。

これ、残念ながら、津市議会で当時棄却をされまして、実現に至らなかったんですけども、ZTVであつたりだとか、ほかの事業者さんで今も残っております、一部。

これ、何で「Z」なんやという話なんです、車のマツダ、MAZDAです、ね、MATSUDAじゃないんです。ドイツ語でZが「つ」と発音するというのを根拠にして言っているわけなんですけれども。

これまた、もう一つ余談ですが、実は、使い古されたギャグなんですけれども、これ、ドイツ語でSは「ず」になるんです。そうしますと、鈴木知事、ドイツに行かれると、「ずつき」になるんですね。

です、ドイツに行かれる際には、ぜひ発音と、それからローマ字表記ですか、お気をつけいただきたいと思います。

そういうわけで、この「つ」、「し」と、それから「Z」、「つ」、この手の進化の最終形態が「つ」に集約されるということを言いまして、全ては「つ」に戻ってくるんだなということを確認いたしまして、今回の質問を集約したいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

- 副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。  
午後2時9分休憩
- 

午後2時20分開議

## 開 議

- 副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

- 副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。24番 津村 衛  
議員。

〔24番 津村 衛議員登壇・拍手〕

- 24番（津村 衛） 尾鷲市・北牟婁郡選出、新生みえ所属の津村衛です。議長  
の許可をいただきましたので、通告に沿って一般質問を始めます。

まず初めに、令和2年度から開始した、災害からライフラインを守る事前  
伐採事業について質問いたします。

この事業は、みえ森と緑の県民税を活用する事業で、台風等によって電線  
を寸断し、停電を発生させるおそれのある危険木を事前に伐採する事業で、  
県、市町、ライフライン事業者が連携し、事業を行います。

映写資料を御覧ください。（パネルを示す）この表は、2018年の大変大きな  
被害をもたらした台風21号と24号によって、倒木被害で電線が切れたり、  
電柱が倒れたり、送電施設に何らかの影響を及ぼし停電した市町別の箇所  
数です。一番多かったのは松阪市で114か所、津市では88か所で倒木による  
停電が起きました。ありがとうございます。改めてですが、この数字は倒  
木の本数ではなく、倒木により停電を引き起こした箇所数です。

この2018年の二つの台風で、合計570か所で停電が起こったことになり、

この数字を初めて見たとき、この停電箇所の多さに驚くとともに、台風の中、復旧に向け尽力された行政関係者はもとより、ライフライン事業者や関係者の方々に改めて感謝と敬意を表します。

次に、映写資料、二つ目を御覧ください。（パネルを示す）この事業の基本的な進め方ですが、まずは1として、ライフライン事業者が過去の被災状況やライフライン施設の設置状況から、事業実施の候補地リストとそのハザードマップを作成し、2、それを基に市町が関係部局と協議し、事業計画案を作成、3で、市町、県、ライフライン事業者の3者で協定を締結し、最終的には各市町から森林組合等に伐採事業を委託することになります。

この事業の負担割合は、ライフライン事業者が2分の1、市町4分の1、県4分の1となり、財源として、みえ森と緑の県民税を充当することができますので、実質、市町の財政負担はありません。

台風のときの停電は経験された方も多いと思います。私も経験がありますが、一気に不自由な生活を強いられます。もちろんそれだけの影響にはとどまらず、病院、介護福祉施設、交通、情報など、様々な分野に影響を及ぼし、当然、生命の危機に及ぶこともあります。近年の台風の大型化によって、倒木による被害も今後さらに拡大することも想定されますので、この事前伐採事業は、県民の安心・安全の暮らしを守る上で非常に重要で効果的な事業であると認識をしています。

この事業についてはほかの議員からも質問があり、当時の部長から、今後も順次事業に着手いただく市町を増やし、なるべく早期に県内全域で事業実施を実現したいと答弁されていますが、まずは現在の進捗状況などについてお聞かせください。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 災害からライフラインを守る事前伐採事業の取組状況について、お答えします。

この事業において、令和2年度は、電力会社が過去の倒木で配電線が寸断された被災状況を基にハザードマップを作成し、県が県内24市町に提供した



ところでは。

市町においては、提供されたハザードマップを基に、停電の発生による影響や現場調査、さらには県の助言などを踏まえ、実施箇所を選定し、松阪市や大台町など6市町では、これまで約2300本の危険木の事前伐採が行われました。

令和3年度は、令和2年度に実施した6市町に加え、鈴鹿市、度会町など新たに5市町、計11市町で事業箇所を選定を進め、約5500本の危険木の事前伐採が予定されています。

また、令和4年度以降の本事業のさらなる拡大に向けて、紀南地域を所管する電力会社、関係市町、県で事業実施に向けた協議を進めているところで

す。今後も県民の安全・安心な暮らしに必要なライフラインを守るため、倒木による停電を未然に防ぐ事前伐採に取り組むとともに、その事業実施箇所の拡大に向けて、市町、電力会社と緊密に連携しながら、事前伐採を着実に進めてまいります。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 御答弁いただきました。

これまで県内全域といっても、先ほど御答弁いただいたように、紀南地区、熊野市であったり、御浜町、紀宝町は別のライフライン事業者でありましたので、そこが管轄する地域でしたので、この事前伐採事業はできないのかなと思っていたのですが、先ほど御答弁いただきましたように、紀南地区でもこの事業をやっていくということで御答弁いただきましたので、できる限り早期に事業化できるように、しっかりと関係する市町と連携しながらこの事業を進めていただきたいというふうに思います。

また、令和2年度で6市町2300本、令和3年度で新たに5市町で5500本ということで取り組まれるというふうに報告いただきました。しかしながら、冒頭でも触れましたが、市町の財政的な負担はゼロで、特にこの効果的な事業であるにもかかわらず、県内全域にこの事業が広がるにはまだまだ道半ば

という状況だと思えます。

これまで事業化を行っていない市町に対して、今後も働きかけていくとの答弁だったんですが、各市町の事業化が進まない、あるいは事業化したくても手を挙げられない理由の一つに人的な負担が非常に大きい、マンパワーが足りないという声をいただきます。

もう一度、映写資料2枚目を御覧ください。（パネルを示す）事業の基本的な進め方5の、市町から地元自治会等へ事業説明・協力依頼をするとして、森林所有者への説明と事業実施に対する同意を得ることや、6の森林の境界の明確化や伐採調査を森林組合等に委託することにはなっていますが、実際、森林組合であったり業者に委託するにしても、全てをゼロから業者に丸投げできるものではなく、ある程度、市町で境界の明確化を行ってから、そのデータを基に委託することになりますので、市町の財政的負担はなくても、人数の少ない担当課職員だけでは通常のほかの業務もあり、とても手が回らないというのが現状のようです。資料、ありがとうございます。また、地元自治会、森林所有者への説明や協力依頼、同意を得るなども市町の大きな負担となります。

ということは、必然的に規模の小さい市町は、事業化できずに取り残されてしまいます。事業化できない小規模で担当職員の少ない市町というのは、比較的自然的な山林が多い地域でもあり、台風等での倒木が特に多い地域であり、事前伐採事業の必要性が高い地域であると言えます。

この事業が県内全域に行き渡るようにするには、具体的に市町の負担を軽減するための支援が必要であるというふうに思いますが、この事業を推進していくために問題や課題をどのように県は把握されているのか、また、市町への負担軽減のための支援についてお聞かせください。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、事業化できていない市町における課題への県の支援についてお答えいたします。

県では、市町、電力会社の3者による意見交換会を開催し、本事業の必要

性や有効性などについて丁寧な説明を行うとともに、事業実施市町における取組事例の紹介などについて情報共有を行ってきたところです。

しかしながら、事業化できていない市町では、本事業の必要性、有効性は認識いただいているものの、森林・林業に関する専門知識を有する職員を配置できず、このことが事業推進上の大きな障壁となっています。

県では、これまで、森林・林業の専門知識が必要な事業実施箇所の選定に係る現地調査などへの支援を行うとともに、意見交換会で市町から要望のあった、本事業に必要な森林所有者の調査等について、委託事業で実施できるよう運用の改善を図ってきました。

今後も引き続き、県、市町、電力会社の3者による意見交換会などを通じて市町の課題をきめ細かく把握し、本事業の県内全域での実施に向け必要な支援を行ってまいります。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 非常に前向きな御答弁をいただいたのかなというふうに思っております。

これまでも意見交換しながら丁寧な説明をしていただいていること、また、調査等委託できるように改善してきたという御答弁をいただいたかというふうに思います。今後についても、きめ細かにしっかりと調査しながら、市町の負担軽減のために取り組んでいただけるといふ答弁だったと思います。

改めてですが、この事業、非常に重要な事業であるというふうに私も認識しております。最初の答弁でいただいたように、令和2年度では2300本で、令和3年度では5500本の予定だということなのですが、これ、もともと事業を始めてこれをつくったときの予定では、初年度で4700本の伐採を想定していたと思います。令和3年度は9400本の想定が5500本ですので、初年度も2年度も基本的には大体、予定の5割の執行率なのかなと思っております。

さらには、先ほど実施した市町の名前も出ていましたが、それぞれの市町で全ての事前伐採候補地の全部が完了したということではなくて、その市町の中でもやりやすい箇所をやったということですので、これをずっとやりや

すいところだけやっていくと、そのうち全部が終わらずに、一定のところまでは進んでも、それ以上は頭打ちになる可能性もあると思います。

ですので、先ほど御答弁いただきましたように、少しでも多くの市町、あるいは少しでも多くの箇所がこの事業が進むように、市町の負担の軽減に向けてしっかりと市町と協議をしていただくことをお願いして、この質問を終えたいと思います。

次に、移住の促進について伺いいたします。

移住促進について常任委員会の資料を見ますと、これまでの取組として、東京のええとこやんか三重移住相談センターや、大阪、名古屋で実施した移住相談デスクや、移住相談会などの相談対応の充実、ホームページ等による情報発信の充実、東京圏から移住・就業した方を対象に移住支援金を給付するなどの取組を行った結果、令和2年度は、相談件数は1098人で、移住相談窓口や空き家バンクなど、県や市町の施策を利用した県外からの移住者が514人、移住の取組を始めた平成27年度から6年間の移住者数は1900人を超えています。

そして、課題として、全国の自治体で移住促進の取組が強化されていることから、一人でも多くの方に三重県を選んでいただけるような取組が求められているとして、令和3年度の取組方針は、1、ワンストップできめ細かな移住相談体制、2、総合的な情報発信と気運の醸成、3、移住者を受け入れる地域の体制整備とあります。

私が、今回、問題提起をしたい点は、この三つ目の移住者を受け入れる地域の体制整備です。これまでの取組を見ても、移住を希望される方への情報提供、相談体制、各種支援などは充実しています。

しかし、移住者を受け入れるのは、県でも市町でもなく地元住民です。行政が移住促進に力を入れて情報発信していても、受け入れる側である地域の方々の移住に対する理解や気運の醸成が進んでいなければ、移住されてから後悔したり、戻られたり、トラブルになったり、別地域に移住されたりすることになりかねません。また、地域側から移住者に対する偏見や行政に対し

での不信感が募る可能性もあります。

県内でも、都市部と過疎化が進む集落では、移住者の受入体制については状況が全く違うとは思いますが、県として、なぜ移住を促進しているのか、という根本的なことから地域の方々にしっかりと伝え、理解を深めてもらうことや、様々な事例を共有する必要があると私は思います。

今年度は、移住者を受け入れる地域のさらなる体制整備を図るとされていますが、具体的にはどのように進めていくのかお伺いいたします。

続けて、二つ目の質問です。

ええとこやんか三重のホームページで、移住された方の体験談を読むことができます。動画も見ることができます。移住されてから、慣れない地域で苦勞しながらも地域に溶け込み、地域の方々に支えられて、今は充実した生活を過ごされているという暮らしぶりが分かります。ただ、充実されているからこそ、顔や名前を出して情報発信されているわけですが、それ以外の方々の実情も気になるところです。

これまで、移住者の移住先、年代、家族構成、移住のきっかけ、三重に決めた理由、移住後の生活基盤など、移住するまでの調査は行っていただいています。移住後の調査は行っていません。

県として、2019年12月から2020年1月の2か月間、全国の都市部から地方への移住経験者を対象にインターネットアンケート調査を行いました。ただ、これは、全国の都市部から地方への移住経験者のアンケートであり、三重県内に移住された方の調査ではありません。

何のためにこの調査をされたのかって、私はちょっと詳細を把握はしていないんですが、確かに全国的な一般論的な傾向はそれで分かるのかなというふうに思いますが、やはり移住後にしっかりと定着された方、あるいは別の地域に移られた方、移ろうかなと悩んでいる方、様々な方がいらっしゃるのではないかと思います。

うまく地域に溶け込めなかった、こんなことで苦勞した、想像していた生活とは違っていた、これから移住を考える方にはこれだけは伝えておきたい

など、移住されてからの意見や声も調査する必要があるのではないかと思います。

移住の取組が6年間経過する中で、一度、移住の取組について検証する必要もあると思いますし、移住後の調査を行うことで出てきた課題や問題を基に、今後の移住促進のための具体的で効果的な対策を行うことができると思います。そこで、移住後の調査についても併せて御答弁をお願いします。

〔山口武美地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（山口武美） それでは、移住における地域の受入体制や移住後の状況の把握についてお答えをいたします。

移住促進の取組を進めるに当たっては、県内に居住いただいて終わりではなく、三重県っていいところやなと思っていただきながら、末永く暮らしていただけることが大切です。

そのためには、移住される方とその方々を受け入れる地域の双方にとって、理想と現実のギャップができる限り生じないように、相互に理解を深めていくことが重要であると認識しております。

そこで、移住を希望される方に対しては、移住前の段階から、住居や仕事の紹介にとどまらず、移住相談セミナーで先輩移住者の生の声を聞いていただいたり、移住体験ツアー等を活用していただくなど、地域の慣習やルールなども含めてお伝えできるよう、市町等と連携を図りながらきめ細かな相談を行っているところでございます。

また、移住後においても、移住者が孤立しないように、移住先の市町が中心となり移住者交流会を開催して、移住者同士のネットワークづくりを行ったり、実際に住んでみて生じた問題の相談を受けるなどのフォローを実施しております。

それで、こうした取組の結果、昨年度に県や市町の施策を利用して県外から移住された514名、三重県を選んでいただいた理由をお聞きしたところ、親身になって相談に乗ってもらえたが27%で、最も多くなったところでございます。

一方、地域の移住者に対する過度な期待を軽減し、理解を深めるために、地域における気運の醸成や受入体制のさらなる充実を図ることで、移住された方々が自分らしく豊かに生活ができ、より多くの移住・定住につながるものと認識しております。

そこで、まず、地域における気運の醸成につきましては、移住が地域コミュニティ等にもたらす活気などの社会的効果、異なった意識や価値観を有する方との付き合いによる心理的効果など、豊かで活力ある地域づくりに寄与するものであることや、移住が成功した事例などを、県、市町の広報誌、SNSやマスメディアなどを有効に活用しながら、広くお伝えをしていきます。

次に、受入体制ですけれども、既に県内全ての市町におきまして移住相談窓口が設置されているほか、市町独自の支援制度も設けられているところですけれども、さらなる充実に向け、今年度、県の新たな取組としまして、人材養成講座を開催いたします。

具体的には、移住者の受入れを希望する地域の人々などを対象に、移住希望者のニーズや先進取組事例、移住者からの聞き取りなどにより把握した課題とその解決策などをお互いに共有し、県内全域に水平展開することで、県全体における受入体制のレベルアップにつなげようと思っております。

人材養成講座を受講された方々には、移住者の受入れを希望する地域のコミュニティである三重スクエアに参加いただき、移住希望者と継続的に交流することで移住の実現につなげていきたいと思っております。

また、実際に移住された方々のその後の状況把握につきましては、全ての方々に行うことはなかなか難しいのかなとは思いますが、今後の移住を促進する上で大切であると考えております。

そのため、例えば、ええとこやんか三重移住相談センターを利用して、移住された方への聞き取りや、移住者交流会における情報交換などにより、移住してよかった点、あるいは定着がかなわなかった理由なども把握していきたいと思っております。こうして得た情報につきましては、庁内や市町の担当者会

議、人材養成講座などの機会に共有することで、今後の取組に生かしていきます。

これらの取組を通じまして、引き続き、県としましても本庁と各地域の機関が情報の共有などをしっかり行い、地域の皆さんと連携、協働しながら、地域が一体となって、移住者、地域の双方にとってプラスとなるよう、移住の促進や地域づくりに取り組んでまいります。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 部長から答弁をいただきました。山口部長から、いいとこやなという言い方を聞かせていただいて、すごく心が和んだ次第でございます。

御答弁いただいた中で、受入体制としては、人材養成講座等に取り組んでいく、市町、職員のネットワークづくりとか研修会とかもやっていくというような話だったかと思います。

ただ、やはり私が一つ懸念する、心配するのは、そういった関係者だけで共有されてしまってはいけないというところだと私は思っています。

やはり地域の方々にそれが届いていないことが、今すごく心配していることでして、県内全域に広く横展開していくというのもすごく大事なことなんですが、やはり地域の方々、そこで暮らしている方々にしっかりとその情報が届くことが大事ですので、そのことをしっかりと方法については御検討いただきたいなと思っております。

本当に、この移住というのは受け入れる地域からすると、本当にすごい話なんですが、それぞれの集落に住んでいる人同士というのは、お互いに性格であったり家族構成であったり、どこに勤めていて、その子どもや孫はどこに暮らしているのかというところまで、本当にもうつぶさにそれぞれの関係性が分かっている。そこに、縁もゆかりもない都会から移住者が来るというのは、地元にとっては本当によくも悪くもすごいインパクトの強いことです。そんな中で移住者を積極的に受け入れようとする人ももちろんいます。移住者に、先ほどのお話もありましたように、過剰に期待する方とい



うのもいらっしやいます。じっくりと観察しながら、あの方とどうやって付き合ったらいいんだろうかという距離を取る人、色々な人がいらっしやいます。

ただ、それは悪気があってではなくて、言葉が適切かどうか分かりませんが、未知との遭遇のような、どうつながりを持っていくのがいいのか分からないから、不安でそのような態度に出してしまうということです。

だからこそ、移住を何のために県は今促進しているのか、それに対して地域としてどう受け取ることが、受け入れるのがいいのか、その辺りの情報はぜひ地域に向けてしっかりと情報発信をしていただきたいと思います。

例えばなんですが、そのええとこやんか三重ホームページの中には、移住者目線で移住者の方の体験談が動画で上がっています。非常に、私も全部ではないですけど見せていただきました。

先ほど山口部長の答弁の中で、広報であつたり、SNS、マスメディアを活用して広く伝えていくということなんですが、例えば、先ほどの移住者目線での動画ではなくて、受入れ側の目線での体験談、こういう形の動画も作成していただいて、それをどんどんどん地域に情報発信していただくことで、安心感であつたり心構えみたいなものが地域にはできるのじゃないかなというふうに思いますので、その辺りもぜひ御検討いただきたいな思っております。

移住後の調査についても御答弁をいただきました。大切だと思いながらも、はっきりと、調査をしていくということではなくて、聞き取り等で把握をしていくという答弁だったかなというふうに思います。

ただ、やはりしっかりと調査をしていくということは、今後のこの移住促進に当たってどうすれば、どこを改善したらいいのかというのを分かるためにも、やはり調査をしていくということは非常に重要であると思うので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

例えで出させていただきますと、宮崎県は、インターネットを通して移住後のアンケートを行っておりますし、ざっとネットで調べただけですので

ちゃんとした数は把握していませんが、ほかの自治体でも結構、この移住後のアンケートについては行っております。

県としても、この移住を促進する上で、やはり移住されて今どうですか、何か困っていませんか、何かできることありませんかとか、次、移住される方にはぜひ伝えたいことは何ですかとか、その辺りやっぱり調査していくことで、一緒に暮らす地域の皆さんの生活自体の向上にもつながると思いますし、移住促進のための事業の改善にもなると思いますので、ぜひとも移住後の調査もしっかりと行っていただきたいと思います。

最終的には、移住者の方々がいつか移住者というふうな表現ではなくて、いつまでもよそ者みたいな言い方ではなくて、やっぱり同じ地域に暮らすよき隣人、よき住民としてお互いに気持ちよく生活できるようなことを願いまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、空き家対策について質問いたします。

総務省が発表した2018年の全国の空き家の数は約849万戸、5年前と比べ約29万戸増えました。総住宅数が約6241万戸に占める空き家の割合は13.6%、過去最高を更新することになりました。現在ではさらに上昇し、今後もさらに上昇していくと予想されています。

空き家が増える要因は様々ありますが、相続の問題では、核家族化が進み、親は親で子は子で別々に暮らしており、親が亡くなる頃には子どもは自分の家を持っていることが多く、家を相続しても住むことはなく、かといって自分が生まれ育った思い出のある家を解体したり売却したりできない。さらに、年に数回帰省するときのために他人に貸すこともできない。相続人が複数の場合は、売却するにしても相続人全員の同意を得ることが困難で、結果的にそのまま手つかずで空き家となることもあります。

さらには、税制上でも土地に建物が建っていると固定資産税は6分の1に減額となりますが、空き家を解体して更地にすると元の固定資産税に戻り、6倍の固定資産税を払うことになり、それならば家をそのままにしておこうということになります。また、日本特有なのかもしれませんが、中古物件よ

り新築に対する思いが強いとも言われているそうです。

そんな空き家問題の解消のために、国は、空き家対策の推進に関する特別措置法を平成27年に施行し、空き家の中でも倒壊など保安上危険となるおそれのある状態、衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるなどの空き家を特定空家に認定し、市町村から除却、これは解体とか撤去という意味なんです。除却、修繕、立ち木などの伐採の措置の助言または指導、勧告、命令が可能で、行政代執行の方法により強制執行が可能となります。さらには、特定空家に認定されると、先ほどの固定資産税の6分の1の減額が行われず6倍の税金を納める必要があります。

ほかにも、相続してから3年を経過する日の属する年の12月31日までに相続した家や土地を売るなどの譲渡した場合には、一定の要件はありますが、3000万円まで税金がかからないという譲渡所得の特別控除の特例も創設して、空き家の減少を目指しています。

まとめますと、現在の空き家対策事業としては、放置して周辺に悪影響を及ぼす空き家を市町が特定空家に認定し、指導、勧告、命令、行政代執行を行う。国は、固定資産税の減額をなくし元の6倍に、また、相続後早期に家や土地を売却することで、3000万円までは無課税という対策を行っています。

さらに、市町では、空き家対策事業として空き家バンク等の取組を行い、移住・定住促進の事業とリンクしながら、空き家の有効活用に取り組んでいます。

では、県の空き家対策はどのような取組があるのかということになります。そこでお伺いいたします。県内の空き家の状況、県が実施する空き家対策についてお伺いいたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 県内の空き家の現状と、県の空き家対策についてお答えさせていただきます。

平成30年に総務省が実施した住宅・土地統計調査によりますと、三重県の

空き家率は、全国の空き家率13.6%より高い15.2%となっております。地域別に見ると、北勢地域で11%、中勢地域、伊賀地域で16%、南勢地域で19%、東紀州地域では28%と、県南部ほど空き家率は高くなっております。空き家の数は県全体で約13万戸あり、このうち約6割に当たる7万7000戸が、利用目的のない放置された空き家となっております。

これらの空き家が適切に管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなります。今後は空き家の数が増加すれば、これらの問題が一層深刻化することが懸念されるところでございます。

平成27年に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法では、まず、所有者の責務として、空き家の適切な管理、次に市町の責務として、空家等対策計画の策定及びこれに基づく対策の実施と定められております。

一方、県は、市町の空家等対策計画の策定や市町が講ずる措置について、情報の提供や技術的助言、市町相互間の連絡調整のほか、財政上の措置も含め必要な支援を行うこととされております。

県では、空き家対策に取り組む市町の支援及び市町相互の連絡調整を図るために、法が施行されました平成27年度に、三重県空き家等対策連絡会議を設置しております。

この連絡会議では、空家等対策計画の策定を促すための国の基本指針やガイドライン等に係る情報提供、市町や他県、不動産取引に精通する民間団体の取組についての情報共有、所有者不明空き家への対応などの特定課題の検討などを実施しております。

また、令和元年度には、一般社団法人全国空き家バンク推進機構、ZABと都道府県としては初めて空き家利活用推進の協定を結び、市町職員や地域のまちづくり団体を対象に、民間活力を生かした空き家の利活用や移住促進をテーマにした研修会を実施し、人材育成を支援しております。

一方、財政上の支援については、空き家対策支援事業として、空き家リ

フォーム支援事業、特定空家等除却支援事業を実施しております。

空き家リフォーム支援事業では、空き家を移住者向けの住宅として活用するためのリフォーム工事への支援を行っており、昨年度は9市町16件の補助を行いました。

また、特定空家等除却支援事業では、所有者不明の老朽空き家の除却に係る略式代執行に対する支援を行っており、昨年度は2市町3件の補助を行いました。

このほか、木造住宅耐震除却工事補助事業として、耐震性のない木造の空き家を対象に除却工事に対する支援を行っており、昨年度は21市町511件の補助を行いました。

県としては、今後も引き続き、三重県空き家等対策連絡会議を通じた情報提供や市町間の連絡調整、財政上の支援などの市町への支援を行ってまいります。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） るる御説明をいただきました。県としても、いろいろと情報提供であったり、あるいは除却であったりというあたりの支援とか、いろいろ行っているというお話でした。

この空き家対策というのは、やはり、これ以上空き家を増やさないというところはすごく大事ななと思っております。そういう視点で県の取組を見ますと、例えば、県のホームページの空き家のところを見ても、各市町の空き家バンクの相談窓口の一覧であったり、あと、国土交通省のホームページのリンクを貼ってあるぐらいで、もっとやっぱり県としても、これ以上空き家を増やさないための情報発信にもう少し力を入れるべきではないのかなと思っております。

というのも、例えば尾鷲市にある空き家のことを例に出しますと、尾鷲市の空き家の持ち主は尾鷲市に住んでいないことが多いんです。ということは、その空き家を持ち続けていることのデメリットみたいなものをその方にお知らせしようと思うと、尾鷲市の中でどれだけそれをPRしても、その持ち主

の方が違うところにいるということであれば、そこにその情報が届かなければ意味がないというふうに思いますので、本来であれば、本当にもう全国的に広げていただきたいというのが本意ですが、やはり三重県全体として、空き家を放置することのデメリット、早めに処分することのメリットというのをしっかりと県内の皆さんに周知すること、その強化がやはり一番大事かなと思うんですが、その辺りの周知の強化について御意見をお伺いしたいと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

**○県土整備部理事（真弓明光）** 空き家を増やさないための情報収集に係る県の取組方針について、お答えさせていただきます。

空き家を放置することは様々なリスクを伴うことから、所有者をはじめ地域住民や関係団体など、広く県民が空き家問題を認識していただくことが重要であると考えております。

空き家に関するリスクとしては、防災面では、強風等による屋根の落下や飛散、放火等による火災、不審者の侵入や不法滞在、ごみの不法投棄がごございます。

また、景観への悪影響、地域の防災性・防犯性の低下なども考えられます。加えて、空き家が他人に被害を与えた場合の空き家所有者の損害賠償責任のリスクも考えられます。

これらのリスクについて、県ホームページ、県政だより、さらに本年6月に開設しました県土整備部のツイッター等で発信し、空き家の適切な管理に向けた情報発信の強化に取り組んでいきたいと考えております。また、空き家の利活用情報や固定資産税等の住宅用地特例の除外、譲渡所得の特例控除についても併せて発信してまいります。

また、納税通知書へのチラシの同封についても、既に一部の市町で固定資産税納税通知書に、空き家の適正管理と利活用に関するチラシを同封しており、こうした取組についても三重県空き家等対策連絡会議で共有し、多くの市町で実施されるよう働きかけてまいります。

[24番 津村 衛議員登壇]

○24番（津村 衛） ありがとうございます。

非常に前向きな答弁をいただいたと思いますので、ぜひともその取組を進めていただきたいと思います。

空き家についてなんですが、今、空き家は地域の資源である、財産であるとして、空き家を積極的に活用することで、SDGsの目標の一つである、住み続けられるまちづくりに合致するとして、SDGsの理念に沿った持続可能なまちづくりの一つとして積極的に取り組んでいる自治体もたくさんありますので、ぜひとも参考にいただければと思います。

さらに、このコロナ禍でワーケーションや、改めて2地域居住や多拠点生活というのが見直されています。空き家の家賃、一軒家でも一月に1万円、2万円台からございます。例えば、県内の中勢地域、北勢地域で暮らしている方が、南部地域に空き家を借りれば、平日は都市部で生活や仕事をし、週末は家族や友人と南部に来て海や山や釣りや自然体験を満喫できる、そんな新たな生活スタイルというのも可能になってきます。そんな県内での2地域居住の推奨なども、非常に面白い取組であると思います。

また、最近では、県の職員も寮生活を希望しない方が増えてきていると伺っております。そんな方は、ぜひ積極的に各市町の空き家バンクを活用していただくことで、空き家の有効活用だけではなくて、県職員として地域の実情も知ることができると思いますし、それが職務に生かすこともできるかもしれませんので、ぜひとも選択肢の一つに加えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

熊野古道の保全について質問いたします。

熊野古道ツヅラト峠は大紀町と紀北町間の峠ですが、かつて伊勢の国と紀伊の国の国境だった峠です。「ツヅラト」とはつづら折りのことで、まるでつづら折りのようにくねくねとカーブが連続している人気のある峠の一つです。石畳は野面乱層積みという石垣が状態よく保存されているのも人気の理由の一つです。

しかし、紀北町側に下りてきたすぐの花広場の公衆トイレが、半年前から浄化槽の故障により使用不可となっています。このトイレは、平成10年に近畿自然歩道整備として環境庁と三重県で設置したのですが、故障していてもなかなか予算化されず、古道客の皆さんに御不便をおかけしている状況が続いています。先ほど紹介した野面乱層積みの石垣も崩れて修繕が必要な箇所も、そのまま手つかずの状態です。

世界にその価値が認められた熊野古道、世界遺産ですが、入山料を頂くわけでもなく、古道の保全や活用は主に税金、企業からの支援、そして何よりも地域の方々の熱意あるボランティア活動により支えられています。

県の予算については、熊野古道の保全や修繕は教育委員会の文化財保護としての予算、活用については南部地域活性化局の予算であり、保全と活用の一体的な予算編成が難しく、特に保全については、予算は厳しい状況が続いています。

最後の資料を御覧ください。（パネルを示す）これは津市が設置している寄附型自動販売機、津市の緑化基金・緑の貯金箱のパフレットです。この寄附型自動販売機とは、自動販売機の売上げ1本ごとに希望する団体へ寄附をすることができる自動販売機で、津市では売上げの一部が津市緑化基金に寄附される仕組みになっています。

頂いた寄附金は、津市内での緑化推進普及啓発事業や緑化活動への支援事業として、例えば記念樹の配布、緑化用の苗木の配布、公共の花壇を美化する団体に、その花の苗木や肥料など資材を補助するなど活用されています。

現在、津市内に18台設置されており、1本当たりの寄附額は最高の20円から最低で2円で、大体5円のところが多いそうですが、昨年度の寄附額は総額41万円だったそうです。

設置場所は、市役所内、三重短期大学敷地内、各企業敷地内等で、現在も設置依頼のため市内の企業を回っているとのこと。この取組を行うことで、自動販売機の独自のラッピング、これ、デザインですが、によって、市民の皆さんに対して緑化事業の啓蒙啓発にもつながっているとのこと。



私は、同様に熊野古道の保全や活用、例えば古道の修繕や美化活動、語り部活動への支援を目的とした寄附型自動販売機の設置を検討してはどうかと思いますが、県の見解をお伺いいたします。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一）** それでは、熊野古道の保全に係ります財源のための収益金の一部が寄附される自動販売機の設置について、御答弁させていただきます。

熊野古道は平成16年に世界遺産登録されまして、東紀州地域をはじめとする私たち全員の宝として、保全団体や語り部友の会など熊野古道を愛する多くの地域の皆様が中心となって、良好な状況を保ちながら現在へと引き継がれてまいりました。

熊野古道をさらに未来に引き継いでいくためには、熊野古道を愛する心を一層育んでいくとともに、継続的な保全活動が必要であり、そのための財源も重要な要素でございます。

例えば財源については、イオンリテール株式会社並びにマックスバリュ中部株式会社から、WAONカードの売上げの一部を御寄附いただいております。また、株式会社三十三銀行が取り扱う定期預金、熊野古道定期の預金残高に応じまして、同銀行の御負担により御寄附いただくなど、令和2年度は合計約390万円もの御寄附をいただき、保全団体の活動費や古道の道標の修繕費などに活用させていただいております。

今後も、熊野古道を私たちの手で守り続けていくためには、活動のための安定的な財源の確保が大切でございます。こうした中、収益金の一部が寄附される自動販売機の設置について御提案いただきました。

寄付型自動販売機について調べますと、例えば、全国的に普及を推進している特定非営利法人寄付型自動販売機普及協会がございまして、人道活動、子育て、動物保護、環境保護といった取組を寄附金により支援してみえます。こうした自動販売機を設置することにより、商品購入を通じまして、東紀州地域の方々をはじめ、来訪者も気軽に熊野古道の保全活動に貢献できる仕組

みをつくることができると考えています。

さらに、自動販売機にはオリジナルラッピングを施し、熊野古道を写真やイラスト、デザインで表現することにより、保全への支援、参画を呼びかけるメッセージを伝えることもできると考えています。

より多くの熊野古道を愛する人々による保全活動を一層進めていくために、まずは県立熊野古道センターに設置できるよう、同センターの指定管理者と調整を図ってまいりたいと思います。

また、熊野古道センターへの設置を調整する中で、より広く東紀州地域等に自動販売機の設置が進むよう、仕組みづくりも併せて検討していきたいと考えております。

〔24番 津村 衛議員登壇〕

○24番（津村 衛） 前向きな御答弁をいただきました。

まずは熊野古道センターからこの寄付型自動販売機を設置していただいて、それをさらに広げていっていただけるということで、非常に前向きな御答弁をいただいたと思います。

世界に約1000の世界遺産がありますが、その中での巡礼道として登録されているのは、熊野古道とスペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラ巡礼道の二つだけです。そんな世界に二つしかない巡礼道の世界遺産ですから、本来であれば、その保全であったり修繕に係る費用は、県がしっかりと予算づけしていただきたいところではありますが、行政だけではなくて、いろいろな人に支えられて保全していくというのも、今の時代の世界遺産の守り方の一つなのかなというふうに思いますので、今回、提案させていただきました。

ただ、世界遺産登録20周年を迎えるに当たり、災害や先ほど紹介したトイレや崩れたままの石垣なども含め、大規模な修繕が必要な場合にはしっかりと県で予算をつけていただきますことをお願いして、この質問を終えます。

次に、東紀州地域の人づくりについてです。

県は、平成5年から東紀州地域活性化調査委員会を設置、翌年の平成6年には東紀州地域活性化事業推進協議会を設置しました。これは、県と東紀州

地域の当時の市町村が職員と予算を出し合い、共同で運営に当たる組織であり、東紀州全体の課題を市町村の垣根を越えて県とともに取り組む事業がスタートいたしました。

その後、東紀州体験フェスタの開催、また、東紀州地域活性化事業推進協議会から東紀州観光まちづくり公社、東紀州地域振興公社への組織改編、さらには日本版DMO登録に向けての一般社団法人化など、東紀州地域はこれまで30年近く前から県と市町が一体で広域的な地域づくりを行ってきました。現在も、東紀州5市町が構成する東紀州環境施設組合が設置されるなど、今後はさらに広域的な一体的な取組が加速していくと考えています。

3月の議会で、東議員から、東紀州地域の振興について、と題して、熊野古道世界遺産登録20周年に向けて、人づくりについて質問されました。非常に大事なことであると、私も認識をしております。

しかし、施策252、東紀州地域の活性化についての中から人づくりに関連する事業を見ると、その多くは、熊野古道という地域資源を活用して児童・生徒が理解を深めることや、地域の魅力や価値に気づいてもらう、次世代を担う若年層の人づくりを中心に事業を行っていただいています。そのこと自体は重要なのですが、今、現役世代として仕事に子育てにまちづくりに携わっている世代に対する人づくり事業も必要なのではないかと感じています。

当然、まちづくりや人づくりは、各市町が独自に主体的に行うものであると思いますが、これまでの東紀州地域と県の関わりやつながりを考えると、広域的に一体的に県も共に取り組むことで、東紀州地域全体、さらには三重県の底上げにつながると考えています。

そこでお伺いしますが、東紀州地域の人づくりについて県の見解をお聞きます。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一）** それでは、東紀州地域における現役世代の広域的な人づくり、主体的な地域づくりについてお答えさせていただきます。

例えば、東紀州地域におきましては、地域の若者が有志でマルシェづくりを行ったり、それから、地域の女性たちが港を中心とした交流の場をつくったり、いろんな活動が行われております。

しかしながら、こういった様々な活動や人づくりが行われておりますが、個別に行われることが多く、横のネットワークが十分でないことから、それぞれが互いの活動について知らなかったり、活動内容が重複することもございます。

その一つは、目的が異なる活動であっても一つの大きなネットワークとなり、その中で広く交流し、刺激を受け、切磋琢磨し、自身も地域全体もレベルアップしていくこと自体が大きな人づくりになると考えております。

また、最近では移住者も増えておりまして、外部の視点も加えた新たなネットワークによって、地域づくりの刺激と触媒になっていくことも考えております。

そのため、地域・分野の垣根を越えた人と人とのつながりの重要性に改めて着目しまして、熱意のある人々が集まってくる、集まりたくなる場所を設けていきたいと考えております。

例えば、人づくりに関する情報や他団体の活動内容が分かる情報を県から積極的に提起するとともに、各団体のメンバーが多く集まる機会や地域でのイベントなどの機会に合わせまして、県が他の団体の方々でも参加できるセミナー等を開催し、交流の場を設けるといった手法ですとか、東紀州地域で活動している人、団体が、物理的な場所に制約を受けない、オンラインでつながる交流の仕組みづくりといったことを考えております。

こうした取組を通じまして、志ある人々による地域全体での課題解決や、活性化に向けた取組の創出につなげてまいりたいと考えております。

[24番 津村 衛議員登壇]

○24番（津村 衛） ありがとうございます。

一例ですが、平成6年に東紀州地域の人材育成を目的に、東紀州活性化大学というのがありました。地域の担い手となる意欲ある人材の育成に、10年

間取り組んでいただきました。

実は、私も7期生として入校させていただいておまして、そのとき本当に県の方々ともしっかりと連携させていただきましたし、そのつながりというのは、今なお強く生かさせていただいております。

活性化大学を通していろんなことも学びましたし、当時、今の野呂部長にも大変非常にお世話になりましたし、今の私があるのも野呂部長のおかげかなと思っているところでございます。

ただ、先ほどもお話がございましたように、今と前と違うところは、やはり移住者がいるということで、新しい考え方、新しい動きがあろうかと思えますので、その方たち、点と点を結んで線にして、それを面にしていく、そんな取組をすることが東紀州地域全体の活性化につながると思いますので、どうか県におかれましてはその辺りしっかりと連携する、そんな取組を、つくっていただきたいということを心からお願いをいたしまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（稲垣昭義） お諮りいたします。明15日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認め、明15日は休会とすることに決定いたしました。

6月16日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（稲垣昭義） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時21分散会